

2日目（6月3日）

第2回福生市議会定例会会議録（第7号）

平成21年6月3日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	武藤 政義君	2 番	清水 義朋君	3 番	末次 和夫君
4 番	杉山 行男君	5 番	乙津 豊彦君	6 番	堀 雄一朗君
7 番	原田 剛君	8 番	奥富 喜一君	9 番	阿南 育子君
10 番	高橋 章夫君	11 番	大野 聡君	12 番	串田 金八君
13 番	田村 昌巳君	14 番	増田 俊一君	15 番	原島 貞夫君
16 番	羽場 茂君	17 番	青海 俊伯君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

なし

1 欠員は次のとおりである。

なし

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	加藤 育男君	副 市 長	坂本 昭君	教 育 長	宮城 眞一君
企画財政 部 長	田中 益雄君	企画財政部 参 事	大越 英世君	総務部長	野崎 隆晴君
市民部長	野島 保代君	生活環境 部 長	森田 秀司君	福祉部長	星野恭一郎君
子ども 家庭部長	町田 正春君	都市建設 部 長	小峯 勝君	会 管 理 計 者	小林 重雄君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 栄喜君	議会事務局 次 長	高木 裕子君	次長補佐兼 議事係長	大内 博之君
-------------	--------	--------------	--------	---------------	--------

1. 本日の議事日程は次のとおりである。

平成21年第2回福生市議会定例会議事日程(2日目)

開議日時 6月3日(水) 午前10時

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 議案第34号 | 福生市基本構想(第4期)の制定について |
| 日程第3 | 議案第42号 | 福生市基本構想審議会条例を廃止する条例 |
| 日程第4 | 議案第35号 | 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第37号 | 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第36号 | 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第38号 | 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第39号 | 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第40号 | 福生市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第41号 | 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第43号 | 平成21年度福生市一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第44号 | 訴えの提起について |
| 日程第13 | 議案第45号 | 訴えの提起について |
| 日程第14 | 議案第46号 | 福生市表彰条例に基づく自治功労表彰について |
| 日程第15 | 議案第47号 | 福生市表彰条例に基づく一般表彰について |
| 日程第16 | 陳情第21-5号 | 福生市議会議場に日の丸の掲揚をしないことを求める陳情書 |

午前10時 開議

○議長（大野聰君） ただいまから平成21年第2回福生市議会定例会2日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（大野聰君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いします。

（議会運営委員長 青海俊伯君登壇）

○議会運営委員長（青海俊伯君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに追加された案件はございませんので、昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、その他の議案等につきましては昨日と同じ順序で編成させていただきました。

以上のとおり、議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（大野聰君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（大野聰君） これより、日程に入ります。

日程第1、初日に引き続き一般質問を行います。

まず、17番、青海俊伯君。

（17番 青海俊伯君質問席着席）

○17番（青海俊伯君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

昨年の経済危機以来、政府与党は切れ目のない連続した経済対策に取り組んでまいりました。しかし、想像をはるかに超える景気後退の中で、いま一段の対策を講じなければ、景気は底割れしかねない状況が続いております。あるいは、雇用情勢も数年度を迎えさらに厳しさを増しているところでございます。

そうした中、我が市でも定額給付金の支給が本格的に始まり、また、高速道路料金的大幅引き下げや環境対応の自動車減税などによって、国民の皆様にも少し明るさが見えてきているところであります。

5月14日付けの朝日新聞には、「街角景気 雲間に光」と題して「4カ月連続上昇 給付金・高速1000円など好感」という記事が出ておりました。また、その隣に月例報告として「景気悪化緩やかに 内閣府3年ぶり上方修正へ」という記事が載りました。平成20年度第1次補正、同第2次補正、そして平成21年度本予算の75兆円の景気・経済対策が効果を発揮しているというところでございます。もっと言えば、定額給付金や高速料金引き下げ、雇用対策、中小企業への緊急融資制度などによるものであります。こうした経済対策をばらまきということをして無責任に述べる人がおりま

すが、それは違うのではないのでしょうか。何をもってばらまきというか、答えられる人はほとんどおりません。要するに、選択と集中があるかどうかが大変なところではないのでしょうか。経済は人々の感情で動く。需要創出につながる対策は当然として、私ども公明党は、「生活の安心があつて初めて消費が拡大できる」との考えのもと、国民の安心感をはぐくむよう強く主張し、その先頭に立って取り組んでおります。

昨年度の第1次、第2次対策が、我が市ではどのように展開されたのか、市民にどのような生活の安心をもたらしているかを総括しながら、国の総力を上げた矢継ぎ早の史上最大の経済対策に呼応して、我が福生市も時を逃すことなく、適切かつ大胆に次の手を打っていくことは極めて重要ではないのでしょうか。そこで、昨年度の第1次、第2次国の補正予算の取り組み状況について、その第一は何といつても、雇用の安心の対策であります。国の雇用調整助成金は、本年2月だけで187万人もの雇用を守るなど、大きな効果を発揮しております。今後も利用の急増が見込まれております。本市におきましても、緊急雇用創出事業として、臨時職員の募集などに取り組んでいただきましたが、本市には地域雇用創出推進費がどれだけ交付されて、地域の元気回復のために、現在どれだけの方の雇用対策が行われているのかお伺いするところであります。

次に、我が市の中小企業は、業況の悪化により、年末から年度末にかけて資金繰りが大変に苦しい状況に追い込まれているという声が私どもにも寄せられているところでございます。国の中小企業の資金繰り支援策を利用するためには、市町村の認定が必要でございます。我が市ではどれだけの認定がなされているのでしょうか。本市の中小企業の経営状況をどのように認識されているのかもあわせてお伺いするところであります。

次に、2兆円を超える家計緊急支援対策費による定額給付金、子育て応援手当の本市の進捗状況、昨日の一般質問で他の議員の答弁もございましたが、さらに確認をさせていただきたい、そして出産育児一時金の増額、妊婦健康診査臨時特例交付金、介護従事者処遇改善臨時交付金、また、障害者自立支援対策特別交付金、地域活性化生活対策臨時交付金などの本市の予算規模と取り組み等についてもお伺いするところでございます。さて、国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについてお伺いをいたします。平成20年度までは、地方道路整備臨時交付金であった財源が、新年度からの道路財源の一般財源化により創設された地域活力基盤創造交付金について、本市においては、どのような政策意図を持って取り組まれようとしているのかをお伺いするところでございます。

また、去る5月29日、国の21年度補正予算が成立をいたしました。新経済対策で示されておりますさまざまなメニューは、都道府県に設置される基金によるところになりますが、各自治体からの積極的な取り組みが何より大切になってまいります。そこで、福生市として新経済対策に示された特に市民の安心に直結して、関心の高い以下の項目について、市長はどのような考えで取り組まれようとしているのか、お伺いするところでございます。一つは教育費の負担軽減について、そして、女性特有

のがん対策について、これの詳細は後ほど同僚の原田剛議員が質問をいたします。続いて太陽光発電の導入加速について、これは羽場茂議員が質問をしてもらうことになっております。そして、スクールニューディール構想について、堀雄一朗議員から詳細に質問をさせていただきます。公共事業の前倒し執行についてをお聞きしたいわけですので、同僚議員が質問をいたします以外の教育費の負担軽減、また、公共事業の前倒し執行について答弁を願うところでございます。この項目の最後に、行政のムダゼロへの取り組みについてお伺いするところでございます。大胆な絶え間なき経済対策の打ち出しにあわせて、一方で最も大事なものは、行政へのムダゼロへの取り組みであります。未曾有の経済不況の中で、市民は必死に知恵を出して、節約をして汗をかいて、まじめに働いております。そうした中で、行政のムダを徹底的に切り込んで、行政改革を断行するのは当然のことではありますが、そのためには、政治の強いリーダーシップが必要となってまいります。さらなる行政改革の断行、行政のムダゼロへ向けて、市長の強い決意と具体策をお伺いするところでございます。

続きまして、高齢者に関する課題について何点かお伺いをいたします。初めに、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入についてお伺いをいたします。前回の第1回定例会においても、地域包括支援センターの事業の柱の一つである、介護予防と利用者の負担軽減の視点で、介護サポーターポイント制度について新事業計画年度においてはどのように評価をしているのかお伺いをしたところでございます。その際の答弁として「地域福祉推進委員会ではこの件について、一つの手法として紹介があった程度で、この制度を求める意見はなかった。よって、第4期介護保険事業計画においては、具体的な評価を行っていない。しかし、先駆的に取り組んだ自治体の効果等については、今後、情報収集していきたい」とのことでありました。今回連続ではありますが、改めて取り上げたいと思っております。

介護保険制度における地域支援事業として市町村の裁量によって、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが平成19年5月から可能となりました。東京都稲城市の介護支援ボランティア制度といえば御存じの方も多いと思いますが、その東京・稲城市が、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望を平成18年に提出したことを契機に、介護保険制度を活用したボランティア活動支援の仕組みが検討された結果、地域支援事業交付金を活用した取り組みが可能となりました。具体的には、介護ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付して、そのポイントは介護保険料や介護サービス利用料に充てることができる、実質的な介護保険料負担軽減にもつながるものであります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加、地域貢献ができて、自身の健康増進にもつながる一石三鳥の事業でございます。既に稲城市を初めとして、千代田区、世田谷区、足立区、八王子市、豊島区、清瀬市、武蔵村山市、遠くは山形県の天童市、愛知県の津島市、佐賀県の唐津市などでもスタートをしております。今年度は横浜市と町田市でも試行実施といった状況にあります。時期的には新たな基本構想も遂行されているこの時期でございますが、強く市民参画をうたわれる市長はこの時代性をど

のように感じておられるのか、方向性を確認させていただきたい。

次に、救急情報の活用支援事業について伺いをするところでございます。去る5月6日の東京新聞に次のような記事がございました。高齢化が進む日の出町と檜原村で、病歴や緊急連絡先を記入する「救急医療情報キット」の配布が進んでいる。きょう持って参りました。これは、檜原村からいただいたものでございます。この「救急医療情報キット」の配布が進んでいてお年寄りが病気などで倒れたとき、駆けつけた救急隊員に役立ててもらうのが目的でございます。市町村を管轄する秋川消防署は、救急隊の迅速な対応につながるとの効果を期待しているところであります。

両町村で配られているのは、この高さ約20センチ、直径5センチのプラスチック製の筒状で、中にはですね名前、あるいは顔写真、入る部分もあります。緊急連絡先、あと病歴を記入したどこの病院に何科の担当の先生はどうだとかかりつけのお医者さん等が書かれている物です。診察券とか保険証まで入れられると、それで、ポイントは火災や地震に強い冷蔵庫の中に入れるというのがポイントでございます。大体ほとんどの御家庭には冷蔵庫はあるということで、これをこう中に入れてですね、ふたをして、これ冷蔵庫にしまっておく、そうすると冷蔵庫には1枚シールを貼っておきます。冷蔵庫にこれは入ってますよと。救急隊の人が駆け付けたときに、この家にはこの「救急キット」が入ってるかどうかというんで、玄関のドアだとかのところによくNHKだとか、社会福祉協議会、まあシールが貼ってます。その横に、例えば福生市でやるとすると、「福生市救急キット」というのが貼ってあると、救急隊の人がまず真っ先に本人の確認しながら、冷蔵庫を開けて、これを探すわけです。そうすると、例えば口が聞けなくても、何してもパッと見ただけで、この方は病歴が高血圧だった、あるいは以前に脳の血管障害があったとか、いろんなことがわかるわけでございます。

そのような形で、救急隊員らが気づくようにキットを備えている家庭は、玄関に専用のステッカーを貼ると、こうしたキットは、そもそもあの、港区が去年の2月に全国に先駆けて導入をいたしました。日の出町では去年の夏、民生児童委員が港区の取り組みを知って、同じ民生児童委員あるいは町内会の方々と協力をして普及を始めてきました。ひとり暮らしの高齢者の方とか障害者のお宅を中心に、約870本のキットを無料配布されたと伺っております。檜原村は、お隣の日の出町の取り組みを参考にしてこの4月に、村の事業としてキットを配布して、約70万円の予算をかけて、65歳以上の村民約1000名を対象にして無料でキットを配ったわけでございます。両町村の動きについて秋川消防署は、「ひとり暮らしのお年寄りが倒れたときなど有効であると評価して、ほかの自治体への広がりも期待している」という記事が載っております。

港区の資料によると、この事業の発案の経緯は、岡本多喜子という明治学院大学の教授の方が、2007年3月にWHOの会合で会議に参加するということで、アメリカのワシントン州ポートランド市に行かれたおりに、ポートランド市が20年前から実施しているという高齢者等の救急対応に有効な事業として、日本でも実施できない

かという形で、御縁のある港区の方に相談をされたという事でございます。事業の効果としては、必要な救急医療情報が特定の場所に保管されている。冷蔵庫ですよね。的確な救命活動に役立って、いち早く医療機関への搬送に結びついてまた、安心した救急利用へとつながります。救急出動に際しての医療情報をいち早く知ることによって、迅速な救命活動に役立つ。さらに、事前に外部提供する必要ないので、安心して細かい情報を入れて、御本人が冷蔵庫にしまっておくわけで、ほかの人に見せたりするわけではないので、個人情報の確保にも非常に有効であると。これは基本的には、年に1回内容を書き換えるという仕組みをとっているようでございます。最新版を入れておくということです。個人情報収集したりしないので、個人情報の外部流出の恐れが低いということなどが挙げられております。これは年に一遍と言う事は最初にやるときに、檜原村では地域包括支援センターの職員の方が自治会、町会等いわゆる地域ごとに集まっていたいて、お一人お一人、一対一で書き方を教えてですね、書いていただく。やはり医療のことですから、体調、その他が毎年変わってきますから、年に一遍やることによって、ひきこもりの防止だとか、このことを書いてもらうためにつながりができるという意味では、とても期待されてますというお話がございました。

福生市においては、高齢化の進む中でいかにしたら高齢者世帯、ひとり暮らしの高齢者の安全を確保するか、見守り活動の推進等、各組織を挙げて対応されているところでございますが、いろいろな角度からの安心を担保するという意味で、この事業は大きな効果が期待できると考えますが、いかがでございましょうか。この事業に対してのお考えとあわせて、他に効果的な高齢者世帯の安全確保に対しての所見があれば、市長のお考えをお伺いするところであります。

終わりに、高齢者の住宅対策についてお伺いをいたします。平成23年度までの実施計画にも高齢者の住宅対策は入っておりません。平成26年度には、高齢者人口が団塊の世代がすっぽりと入るといってない高齢社会に突入するわけでございます。第4期基本構想によりますと、平成32年の推計値として人口が5万6000人、福生市の人口は5万6000人で65歳以上の高齢者、いわゆる高齢人口が1万5000人、26.8%という数字であります。ということはあと10年ほどすると4人に1人以上の方が65歳以上の高齢者となるということであります。

これらの数字を押し量って今から、多くの高齢者の方々が、住みやすい、住んでいてよかったと言えるまちにしないではないということではないでしょうか。ここまでは、介護予防の観点から介護ボランティア制度、そしていざというときの安心を担保する「救急医療情報キット」の質問をいたしました。基となる高齢者の住宅問題の解決が最もすべての基本となる問題かと認識をしているところでございますが、福生市では高齢者専用住宅としてシルバーピアの整備を行ってまいりましたが、計画によりますと当初目的が完了したという認識であると判断しております、改めて確認でございます。

現在市内でも、近隣市区町村でも高齢者専用賃貸住宅、略して高専賃とこう言いま

すが、高齢者専用賃貸住宅の建設が進んでおります。御案内のように適合高齢者専用賃貸住宅でないと、介護保険の適用は受けられない、サービス提供、委託あるいは自前で行うことができない反面、建築基準法に適用していれば地域福祉計画等の制約を受けずに建設することができるようになってきているところでございます。高齢者専用賃貸住宅については、いろいろな側面からの取り組みがございしますが、一つは、高齢者向けの優良賃貸住宅制度、これは高齢者の方が、安全に安心して居住できるようにバリアフリー化された緊急時対応サービスの利用可能な賃貸住宅であります。また、高齢者の生活を支援するために、任意の付加的なサービスを提供したり、社会福祉施設等を併設することで、より安心して住み続けられる住宅とすることができるものでもあります。本制度は60歳以上の単身、あるいは夫婦世帯の方々を入居対象として、優良な賃貸住宅を民間活力の活用により供給促進する制度であります。この各種の制度は平成19年度に、地域優良賃貸住宅に対する助成に整理統合された次第でございます。

福生市においては、現下の高齢者の住宅事情についてどのように認識をされておるか。また、今後どのような形で進めていこうとされているのか。公営の高齢者専用賃貸住宅を計画するのか、それともこの高齢者向けの優良賃貸住宅制度に社会構造の変化をも付加しようとしているのか、市長のお考えをお聞かせいただきたい。以上大きな項目、経済危機対策と我が市の取り組みについて、そして高齢者に関する課題について質問をさせていただきますので、積極的な、また大胆な御答弁をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) おはようございます。よろしくお願い致します。青海議員の御質問にお答えいたします。

経済危機対策と我が市の取り組みについての1点目、昨年度の第1次、第2次補正予算の取り組み状況についてでございます。まず、雇用対策関係でございますが、ことしの1月末に成立した、国の平成20年度2次補正予算でふるさと雇用再生特別交付金及び緊急雇用創出事業臨時特例交付金を都道府県の基金事業として、合計4000億円計上されました。このうち福生市には、ふるさと雇用再生特別交付金は3年間で1500万円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金は、同様に3年間で2000万円が東京都から配分されることとなり、今議会で補正予算案として、後ほど上程いたしますので、よろしくお願いしたいと存じます。

次に、中小企業関係でございますが、現在、国が中小企業に対して実施しております支援策、セーフティネット保証制度につきましては、中小企業信用保険法第2条第4項に基づくものでございます。1号から8号までの該当項目があり、取引先等の再生手続等の申請や、事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、保証限度額の別枠化等を行う制度でございます。対象となる中小企業者は、事業所の所在地の市町村長、または特別区長の認定を受けた方となります。

福生市がセーフティネット保証で認定した中小企業者数は、平成20年度で432件、平成21年4月からは、既に60件となっておりますので、平成19年度に比べれば、格段に件数がふえております。また、「まちが元気」を実現するとともに、この経済不況の中で、中小企業の方々を側面的に支援するために改正を行いました、市の融資制度においても、平成20年度の中小企業振興資金融資制度で13件、小口零細資金融資制度で59件、平成21年4月改正からも、既に中小企業振興資金融資制度で16件、小口零細資金融資制度で30件となっておりますので、こちらも平成19年度に比べれば、格段に件数がふえております。この数字は如実に中小企業の現状をあらわしておりますので、市内の中小企業者の経営状況が非常に厳しくなっていると認識しておるところでございます。

次に、定額給付金などの予算規模と取り組み状況についてでございます。出産育児一時金の増額につきましては、緊急少子化対策として、本年10月から平成23年3月までの間の出産については、現行の一時金より4万円引き上げるとする、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、5月22日に公布されたところでございます。今後、一時金の増額につきましては、議会に御相談を申し上げながら、検討してまいりたいと考えております。そのほかにつきましては、企画財政部長から答弁申し上げます。

次に、2点目の国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについてでございます。道路特定財源の廃止に伴い、従前の地方道路整備臨時交付金にかわり、平成21年度から、地域活力基盤創造交付金が新設されます。こちらにつきましては、道路整備事業などに対する補助金でございまして、財政力に応じて補助率が定められており、福生市の補助率は事業費の10分の5.5となっております。道路整備事業に対しては防衛省補助もございしますが、補助率は、4分の3や3分の2などとなっております。防衛省補助がより多くの財源を確保できるものと考えております。したがって、財源確保には防衛省補助が中心となってまいりますが、地域活力基盤創造交付金あるいはその他の補助制度も含めて、広く活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、国の平成21年度補正予算のうち、教育費への負担軽減についてでございます。経済情勢の悪化により就学が困難な学生、生徒に対する授業料の減免等の支援などでございますが、こちらにつきましては、先般の国会で可決されておりますが、正式な通知等がございませんことから、詳しい内容が明らかになっておりません。詳細がわかり次第、内容に応じて対応してまいりたいと存じます。

次に、公共事業の前倒しでございますが、補助金の申請手続などで時間を要するような場合、あるいは工事期間が夏休みに限定されるような場合など、特別な事情もございします。しかし、その他の事業につきましては、前倒し施行を進め早期着工に努めることで景気の底割れを防ぎ、経済状況の好転に少しでも貢献すべく、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、3点目の行政のムダゼロへの取り組みについて、行政改革に取り組む私の決

意と、具体策との御質問でございます。市民の皆様からお預かりした貴重な税金をもとに、行政運営をする執行機関にあっては、1円たりともムダな使い方をしてはいけないことは当然ことでございます。昨年から市の各施設へのL A S - E、環境自治体スタンダードの導入は、CO₂削減ということが第一の目的でございますが、2次的な効果といたしまして、用紙のムダ使い抑制や、不用な電源を切ることによる電気代の抑制など、ムダをなくす心構えに対する効果もあると、導入を決めた経緯もございます。

いずれにいたしましても、次世代に負担を残さないという考え方もあるわけでございます。また、行政改革というところと支出の抑制がすべてと考えがちでございますが、すべての施策において画一的に予算の削減を行うことが本来の趣旨ではないと考えております。もちろん抑制・節約は大切なことでございます。貴重な税金を投入するには、どの施策が今必要とされているかという、確かな認識と効果的な税金の投入、つまり選択と集中が、結果的に税金のムダ遣いをなくすことにつながると考えておるところでございます。

次に、高齢者に関する課題についての1点目、ポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入についてでございます。このことにつきましては、広がりを見せている事業となっているようでございますが、背景には当初否定的であった厚生労働省から、平成19年5月に発した「介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援」といった考え方の方針が打ち出されたことが、大きく影響しているものと考えられます。基本的な制度設計は、稲城市の考え方を踏襲するものと考えられますが、事業実態は各自治体の特色を生かしたものなどになっているようでございます。まだまだその成果を簡単に検証できる時期ではないのかもしれませんが、予想される成果として、高齢者の方の介護予防や、住民相互の地域に根ざした社会参加活動、あるいは地域づくりなどを同時に実現する取り組みとして、地域の創意工夫のもと、元気な高齢者の方が、地域で貢献できる多様な取り組みとして行われているようでございます。したがって、福生市におきましても、地域特性を生かした上で、どのような形で事業が実施できるのか、具体化に向けて検討してまいります。

次に、2点目の救急情報の活用支援事業、具体的には、救急医療情報キットについてでございますが、現在福生市では、在宅のひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯で疾患を抱え見守りを要する方などに対しましては、地域の民生委員などの御協力をいただく中で、地域包括支援センター、在宅介護支援センターで高齢者の見守りを行っております。緊急性の高い方には、東京消防庁と直結した緊急通報装置を御利用いただき、高齢者の在宅生活の安全を確保いたしております。

御質問をいただきました、救急情報の活用支援事業につきましては、また一つ違った角度からの高齢者の在宅生活の安全確保の方策との見方もございます。特に昨今では、行政等からのアプローチに対して、安全は確保してほしいが、御自分の情報、特に医療情報などについては、極力外部に出したくないといった傾向がございます。そのようなことから考えますと、救急医療情報キットと呼ばれる方法による「救える命

を救いたい」との事業は、幾つかの障害をクリアした有効な事業とも考えられます。今後、関係者とも協議をする中で、どのように事業化が図れるか、方向性を出してまいりたいと考えております。

次に、3点目の高齢者住宅対策についてでございます。高齢者専用住宅としてのシルバーピア住宅の整備でございますが、福生市では、第3期福生市地域福祉計画の高齢者向け住宅の運営・整備事業に基づき、整備を行ってきたところでございます。福祉計画での高齢者向け住宅の整備目標戸数は120戸で、整備済みの戸数は128戸でございます。したがって、現時点での市の考え方は、議員の示された認識のとおり計画による整備目標は達成したものと考えております。現状では26市の中でも、福生市のシルバーピア住宅の整備率は、高いものとなっております。また、福生市内の高齢者の住宅対策では、UR（都市再生機構）福生団地では、計画的に高齢者対応住宅への改修を進めている状況もでございます。ソフト面では市の事業として、高齢者居住支援特別対策事業も開始をされたところでございます。さらに社会構造の変化による「高齢者向け優良賃貸住宅制度」などの、いわゆる民間活力の活用でございますが、市民の皆様の利用状況などを参考としながら、対応していかなければならないと考えております。基本的には、国においても推進している事業でございますので、それらも踏まえた対応となろうかと存じます。いずれにいたしましても、現行計画につきましては、平成22年度の見直しを予定しておりますが、その際には、高齢者向け住宅の運営・整備も含めて検討したいと考えております。以上で青海議員の御質問とする答弁させていただきます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは私からは、定額給付金及び子育て応援特別手当の進捗状況並びに地域活性化生活対策臨時交付金などの予算規模と取り組み状況につきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

初めに定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、平成20年度補正予算で定額給付金は9億4888万8000円を、子育て応援特別手当は3042万円を予算計上し、一部を21年度へ繰り越しをしております。また、進捗状況でございますが、発送件数に対する支給処理件数の割合は、定額給付金は84.5%、子育て応援特別手当は95.0%となっております。

次に、妊婦健康診査臨時特例交付金は、平成21年度予算で、歳出の妊婦健康診査委託料などを2475万円増額し、健診回数を5回から14回にふやしております。介護従事者処遇改善臨時交付金は、平成21年度からの介護従事者の報酬改善のため、平成20年度介護保険特別会計補正予算におきまして、3452万5000円を新設の基金に積み立てをしております。また、障害者自立支援対策臨時特例事業交付金は、平成21年度当初予算で通所サービス利用促進事業補助金など477万8000円に、さらに地域活性化生活対策臨時交付金は、平成21年度へ繰越明許とした小中学校等の地上デジタル放送移行対策事業6548万8000円に、残りにつきましてはふるさと人づくりまちづくり基金に積み立てをし、平成21年度当初予算で、牛浜駅自由通路整備事業基本設計委託料、児童・生徒の音楽のまちづくり事業及び地球温暖化対

策設備普及事業助成金の合計1917万3000円に充当いたしております。

また、これらの事業の進捗状況につきましては、一部では事業開始、それ以外でも契約手続等を進めるなど順調に推移しているところでございます。私からは以上でございます。

○17番（青海俊伯君） 御答弁ありがとうございました。今回、一問一答の取り組みをさせていただきますが、経済危機対策と我が市の取り組みにつきましては、ちょっと関連がございますので、まとめさせていただいて、その中で御答弁いただく形を取りたいと思っております。

今、御答弁いただいた中でありましたように、国の第2次補正で出ております緊急雇用創出事業交付金、3年間で2000万円につきましては補正予算に上がっておりますので、事前審議になってしまいますのでそちらの方で質問等をさせられますので、御答弁いただいたということで、済まさせていただきます。

さてそこで、今、企画財政部長の方からも定額給付金のお話がありました。第1次補正等でありました9億4888万8000円という中で、84.5%ですか、という形でね、発送件数に対する支給処理件数が出ております。この今回の質問の中で関連するんですが、昨日の他の議員の答弁の中で、DVの方に対する意見がありました。

市長からも何度か御答弁いただいたわけですが、再度確認をしておきたいんですが、国の方では、こういう交付金使えますよという中では、従前からあげられておりますのが、地域活性化の生活対策臨時交付金が、まずは第2次補正の中で使えますよというお話でございました。それにつきましては、別個な形で市の方も手当を違う事業にやるということで、それはそれでよろしいんですが、ここです、きのうもありましたとおり、5月29日付けの総務省自治行政局地域政策課長からの各都道府県の定額給付金担当部長あてにですね、このDVの関係の配偶者からの暴力の被害者に対する単独事業に対しての給付についてという形で、この第2次補正の地域活性化生活対策臨時交付金を充当することも可能だろうと、もうお知らせはしてありますが、さらに、新たに成立しました21年度の第1次補正予算に組まれております、総額1兆円規模の地域活性化経済危機対策臨時交付金についても、当該事業はDV被害者の生活支援に資するものであるから、経済危機対策の柱の一つである、安心・安全の実現のための施策として、同様に市区町村単独事業としての給付の財源として活用することができると、こうなっております。

まだ29日に成立されたばかりですから、国レベルの総額1兆円でございますが、果たして我が市にどれくらい出てくるか分かりませんが、既に今、漏れがあってはいけない。とにかく一人でも多くの方に、必要な方に定額給付金を持たせてあげたい。特に、その住民票の異動の問題で、そうも行かないDVの方なんかについてどうしようという中で、そのような形でですね、これは総務省からも出ておりましたね、今申し上げたとおりでございますが、同じく同じ日にですね、子育て応援特別手当につきましても、厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課、子育て応援特別手当室という

ところから、各都道府県の子育て応援特別手当担当者殿という形で、事務連絡が出されたところでございます。これも同じような形で、地域活性化経済危機対策臨時交付金活用事例集の中の通称事例としてあげられているところでございます。

それを見ますと、これは子育て応援特別手当ですが、どうしても現在住んでいるところに住民登録できず、結果として子育て応援特別手当を受けることができないDV被害者、配偶者等からの暴力の被害者でございますが、に対して市町村が子育て応援特別手当相当の現金支給を行いその費用に交付金を充当する。これは活用事例として29日に出たところでございます。ということからすると、この21年度補正で出された1兆円の地域活性化経済危機対策臨時交付金におきましても、総務省または厚生労働省の方からも、定額給付金、また、子育て応援特別手当の財源として充当して大丈夫ですよと、推奨いたしますよということが打ち出されましたので、そういうことの確認をさせていただきながら、まずはそれに向けて、詳細がわかったならばそれを財源として、あとは事務的な面でどのような形で、なかなかきのうの答弁でもありましたけれども、相談件数も少ない中、どうすればいいかということがございますが、できれば、社会福祉協議会、警察あるいは市の窓口で把握している相談にこられた方についてどうなっているか、側面から調査をしていただいて、その方々に、申し込みが来るこないというのは、きのうの議員の質問にもあるように、大きく勇気のいることでございますので、一度相談に来られた方がいて、把握ができていましたならば、その新たな被害を生まないような形で上手にですね、この定額給付金、また、子育て応援特別手当等、この21年度の補正予算の交付金を使ってですね、対応できるようにやっていただきたいとこのように思うわけでございますが、基本のお考えをお聞かせいただきたいと、このように思っております。

続いてですね、御答弁ありがとうございました。いろんな形でできるところから、いろいろな交付金を使っていただいて、新たな需要の創出だとか、努力していただいております。また、中小企業に対しましても、福生市の独自の融資制度等ですね、あるいは、東京信用保証協会関係の第5号の認定事業につきましてもですね、かなり、伺いますと他市と比べても遜色ないぐらい非常に早い形で認定をしていただいているというふうな形で、その意味では、「市の対応は早いね」というお話も伺っておりますので、今後もまだまだ先ほど言いましたように、街角景気の感覚はよくはなってきたおりますけれども、まだまだそういう意味では厳しいところがありますので、努力していただきたいとこのように思います。

そこで関連してですが、ここで国の方の新経済対策が補正予算として成立したわけでございますが、その中で46本だったですか基金が、東京都の方で組まれて、いろんな形で活用できる、本当にあのこういうのにも活用できるんだっていうぐらいの、いろんな事例がもう山ほど出ております。これは多分窓口の担当の方も大変だろうなと、議員はあれも使えこれも使えというけれども、情報が少ない中で私どうしたらいいんでしょう的な状況ではないかと思いますが、それだけありとあらゆる手を尽くして、いろんな御批判はあるけれども、今やっておかなければ市長の答弁でありますけ

れども「時を逃してはならない」ということで、できるものは何でも使うぐらいのどん欲な姿勢で、その基金の勉強を、各担当あるいはそれを乗り越えて企画財政部あたりで調整していただいて、使えるものはみんな使って少しでも市民の方が安心してこの経済危機を乗り越えられるように努力していただきたいと思うんですが、20年度の第2次補正予算の中で、安心こども基金というのが1000億円、国へ計上されたんですよ。

それで、今回の21年度5月29日に成立した新年度の補正予算の中で、追加で1500億円、都合2500億円の安心こども基金というのができたんですね。東京都の方でどのぐらい来ているんでしょうか、積み増しの前段階か後段階かわかりませんが、37億円ぐらいかなとこう言うておりまして、市の方にそうすると何千万か来るかなということだと思うんですが、そこでその安心こども基金でいろんなことができるんですね。いわゆる待機児童ゼロ、福生の場合には福生の単独の事業として、既に認可外保育所利用者補助金制度ですね、やっていただいて、非常に喜ばれておりますが、そういう形のもの等々を使いまして、福生については基本的には、他の議員からも話もありましたけれども、第1希望に固執しなければ、何とか第2希望ぐらいであれば何とか調整して、年初には何とか待機児童は本当の1けた台、あるいはなしでこれたということでございます。

これはひとえに、この市単独の事業の認可外保育所の利用者補助金、あるいはその認可外保育所に対する支援ということでできてきたわけです。

先般ですね隣のあきる野市の保育園の園長と経営者の方とお話しましたら、もうほんとにありがたいと、あきる野の方が福生のこの政策をほめておりました。というのは、福生が待機ゼロへ向けて単費で、独自の政策を打ってくれたおかげで、西多摩の各市町村が、随時ですね、若干遅れてはおりますけれども、倣って単独の自分たちで待機児童ゼロに向けての政策を打っていると、本当に先駆的な役割を果たしてくれてありがとうございましたとこれは加藤市長の実績という、前市長からの実績、ずっとずっと、皆さん、市の職員の皆さんの御努力のたまものでございます。

さてそこで、それぐらい先駆的な役割を果たす福生市でありますから、安心こども基金を使って、次なる施策をやっぱり打つ必要があるかなと。気にしておりますのは、年初、この4月ごろには、大体いつも毎年何とかおさまる。ところが、これだけ経済が厳しくなってきた、御夫婦で共働きをしなければいけないというお母さん方がふえてきております。ということは、必然的に保育所の入所希望がふえるということはこれからも、そうなってくるでしょう。それで今は、定員の弾力的運用、あるいはいわゆる認証保育所等への御利用等をやって何とかしているわけですが、いわゆる年度初めでなくて、これから毎月毎月転入とか、いろんな条件で働かれる場合に、どうしても待機児童が出てしまうことに対しての一つの方法として、いわゆる家庭保育事業といいますか、簡単にいうと通称保育ママといいますか、そういう事業が実はやっているところもあります。そういう事業にもこの安心こども基金は十分使えるという、これも推奨事例として上がっているわけでございます。

そのような保育ママに限らず、新たな安心こども基金を財源として、このような本当の意味で漏れなく、本当に「待機児童ゼロ」へ持っていくんだという思いで新しい事業展開を検討されるおつもりがあるのか、当然あると思うんですが、御予定の方を教えてください。できたら、やる気はあってもやはり市はいろいろな段階を踏まなければいけませんから、調査をしていただいて、本年度云々かんぬんはございませんが、市長大丈夫です。ちゃんとお話をできるようにいろんなことはやっておりますから、やはり一つの構想があつて、計画があつて、できれば、本年度一生懸命調整をしていただきながら、基金でございますので来年度の実施計画の中にでも入れていただけたらありがたいなと思っております。そこまでは、そうしますとは言えないでしょうから、方向づけをもつていただきましたら、本年度、20年度のときには、21年度もう山ほど多くの公約を実現された市長が、翌年度何をするかなという中では、すばらしい具体的な政策になるのではないかなと、このように思っております。

それはともかくとしまして、今言いましたような、安心こども基金の活用、そして先ほどの地域活性化経済危機対策臨時交付金を使ってきめの細かい定額給付金、子育て応援特別手当の支給等々へのお考えをお聞かせをいただきたいということで、この2回目のこの経済危機対策につきましては、終わらせていただきます。

また、行政のムダゼロへの取り組みにつきましては、本当にあの1円たりともムダ遣いしないなということでございますので、後ほど環境関係でもいろんな提案が同僚議員からされると思いますので、そういう決意のもと青海にはそう言うっておいたけど、こっちではこういう答弁だということがないように一貫性をもってですね、積極果敢にやっていただきたいと思いますと思ひまして、まずは経済危機対策の2回目の質問とさせていただきます。

それで、これが終わりましたら、次の段階の別の2回目の質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大野聡君） 午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

~~~~~

午前11時10分 開議

○議長（大野聡君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（田中益雄君） それでは私からは、経済危機対策の関連の中で、定額給付金あるいは子育て応援特別手当の関係の中の、DVに対するこの経済危機対策交付金が使えないかと、基本的な考え方ということでございますが、その前に国の一時補正予算への対応につきまして、ちょっと前段としてお話させていただきます。

この補正予算に対しましては現在、全庁的に補助メニュー等の点検をしている状況でございます。全課に調査をかけている状況でございます。ここにきまして国から連絡があり、国への第1次実施計画書の提出期限が、6月30日までとなっております。これは、東京都を経由して提出するもので、都への提出は6月22日までとなっております。こうした中で、急いで検討を行ってまいります。その中で、DVへの対応

につきましても、メニューの中に入っていることは承知しておりますので、これらを含めて、全体のものを調整する必要がありますので、そうした中での調整を行ってまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。私からは以上でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは私の方からは、安心こども基金の関係でお答えさせていただきます。

まず、安心こども基金でございますけれども、使途の中身といたしましては、保育所等整備事業、それから認定子ども園整備等事業、それからお話にございました家庭的保育改修等事業、それから、保育の質の向上のための研修事業等、それからその他事業として都道府県の事務費というふうなことで活用先が決められてございます。その中で、お話にございましたその家庭的保育改修事業でございますけれども、これがいわゆる保育ママ制度、家庭福祉員制度というふうに申し上げますけれども、こういうふうなことでございます。また、この事業は、保護者や地域の状況に応じた多様なニーズにこたえる観点から、家庭的保育事業を推進するため、その実施場所の改修に要する費用の一部を補助するという事業でございます。したがって、市といたしましては、家庭福祉員を希望する方がいるのかといった、人材確保、あるいは事業運営に当たって利用希望する保護者が、継続的に見込めるのかといった、その辺のところをさらに調査をしてまいりたいというふうに考えおりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。初めの地域活性化経済危機対策臨時交付金の件でございます。本当に職員の方、大変だと思うんですね。メニュー提案がもう非常にタイトになっているということでございますが、そうは言っても全国どこでも同じようなことをみんな職員の方が頑張っているわけですから、負けずに頑張ってください、今お話のように、メニューに入っているというところも踏まえて、具体的に22日までに東京都の方に提案していただいでですね、しっかりと実現できるように、いずれにしても9月までですから、この定額給付金にしても、その支給するという事業自身がですね。間に合うには、やはり今回上げてもらうしかないのかなという気もしておりますので、ぜひともそういう意味で1人でも2人でも対象の方がお手元に給付金なり、特別手当が届くように、最大限の努力を図っていただきたいとお願いでございます。

さて、安心こども基金の家庭福祉員制度ですかね、ちょっと言いにくいんで保育ママとこう言わせていただきますが、おっしゃるとおり場所の、幾らやる気があってもやはり、場所を改修してお子さんを預かるわけですから、それなりの改修をしなくては行けないということでは、そのための費用の助成ということでございます。まずは、そういうニーズがあるか、人がいないかということでございます。人のことから言うと、現状社会福祉協議会のホットサービスとかの登録されている方も随分いらっしゃいますし、現実的にはいろんな形で、名前が違っても、同じような子育てのことで支援をしてくださる方はいると思いますので、大いにまずはやる方向で、こういう

制度があるのだけれどもどうだろうか。これは何もしませんが市民の方はわかりませんから、その人がいるもいないもわからないので、まずは募集、こういう事業があってこのようなことがもし可能であればやっていきたいんだけどという、意思を表明してもらわないことには話にならないということで、調査をするという人材確保の問題。

それから、継続して見込めるかっていうことですが、この継続して見込めるかっていうのは、早い話が認可外の保育所も含めて、今、定員いっぱい、定員オーバーしているわけですから、逆に言うとなんか足りないというふうに私は思っているんです。ですから、そういう意味では受け皿はしっかりと受けておいてやってあげればもっと、あそこまでいかななくても身近なところで、保育ママの制度があるんだったらここにお預けしたいなど。その方が近くていいねということの方が多いんじゃないかと思いますので、この件につきましては、せつかくの安心こども基金でもございますので、その人材の確保とあわせましてまずはこういう事業が国であります、そして、それに対してこういう事業を市で行うことができるので、それについてはやってくれる方がいないとできないのでという形で、ぜひとも皆さんの協力をいただきたいという、まさに市民参画の地域力を活かして、やっていただきたいなど、このように思っております。改めまして「そんな方向でやりましょう」「そうですね」というふうな形で、何とも来年の実施計画に載っけてくれとは言わないから、まずは具体的にやらないとそのまま、「内々で研究しました」、「どこかの団体に声掛けしました」、「ありませんね」、で終わってしまうので、そうではなくて、広くお声掛けをできるようなことも大事だと思いますので、その1点だけお聞きして、もう30分切っているので次いきたいので、お答えをいただきたいとこのように思います。

○子ども家庭部長（町田正春君） この調査の中に、今御指摘いただきましたいろんな団体に声をかけるとか、そういう形で進めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○17番（青海俊伯君） ともあれですね、前向きにやっていただく方向でよろしくお願ひしたいとこのように思うところでございます。それでは後段の大きなところ、高齢者に関することに入らせていただきたいとこう思います。

最初にですね、ポイント制度による介護支援ボランティア、ボランティアというといろんな形でボランティア活動される方がいらっしゃるんで、名前はもしかすると介護支援サポーターとかいうふうにした方がいいのかもわかりませんが、それについてお伺いをいたします。

御答弁では、「地域特性を生かした上でどのような形で事業が実施できるか、具体化に向けて検討してまいります」と、とても前向きに御答弁いただいたと私は勝手に読んでおるんですが、そういう認識でよろしいでしょうかね。一つは、本当に、東京・三多摩の一つの市の取り組みだったものが逆に国を動かして、国の厚労省も「それよさそうだよ」というのでなってきたので状況変わってきましたから、やはり地域発でいいものはどんどん取り入れていこうということで、できたら、そのポイントを

使い道のところまで入って研究していただきたい。

と思うのは、福生市は、皆さんの努力によりまして、あるいは基金の関係で介護保険料自身は、多少の差はあるとしても標準的なところでは、若干下がったわけです。さらに、それを下げるという意味合いからいっても、介護保険料あるいは介護サービスの利用料に何とかそのポイントを使えるようにするということが、やはり市民の方が一番喜んでいただいて、この事業を成功させるポイントになるのかなと、このように思っております。そういうのも含めまして、もう一度実施できるのか具体化に向けてというのではなくて、実施するために、具体的に研究していきたいとかというぐらゐの答弁を担当部長からいただきたいなど、こう思っておりますので、よろしくお願いをしたい。この項目については、御答弁をお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、介護ボランティア活動、介護サポーターというようなお話もございましたが、本事業につきましては、3月の定例議会でも御質問いただきました。その後、担当部としても、いろいろ研究をさせていただいたところでございますが、最終的には、実施の方向でというようなところでは私どもは考えておるところでございます。ただ、福生市の地域特性を生かしたものをというふうなところが、基本的には最終の目標であるかなと思っております。とは申しまして、事業展開する上ではとりあえずできるところからというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、65歳以上のいわゆる第1号被保険者を対象とした活動とか、あるいは当然ボランティアの活動、受け皿であります。そうしたのも極めて軽易あるいは限定的なところということ。それから、介護保険料、いわゆるポイントによって何らかの給付といいますか、そうしたものが出てくるわけでありすけれども、それは基本的には限定をした方がとりあえず最初はよろしいのではないかとそのように考えておまして、介護保険料、それからボランティア活動を行う方が利用料を払うということはあるまいかもしれませんが、ただ老老世帯でありまして、奥様がいわゆる介護サービスを受けて利用料を払うというようなことであれば、そうしたところも活用できればなど、そんなところを今のところ、制度設計とまではいきませんが、そのようなことを担当では考えております。

いずれにしても、具体化という意味合いはそうしたところで、やるということで御理解をいただければと思います。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。この件につきましては、最初から全部しっかりとしたものというのはなかなかできませんから、まずはやるっていう方向で検討していただいて、その範囲を広げるとか、対象をどうするとか、研究をしていただければと思いますので、ぜひともそのような形で進めていただければなどこのように思っております。最初のポイント制度における介護支援ボランティアあるいはサポーター制度の導入につきましては、終わらせていただきます。

続いて、2番目の救急医療情報キットについて、この件でございますが、細かい数字はともかく、先ほど述べましたように、檜原村は予算70万円で1000世帯ですから、1個700円ぐらいの人件費もろもろ入れてだと思いますが、各30数カ所だ

ったでしょうか、地域包括支援センターの職員の方が一対一でこの書類をつくって入れてもらうという形のことで、大体8割ぐらひはカバーできたと、こうおっしゃっていました。

大事なことは、単独の高齢者の方なんかの場合、ひきこもりがちの方もいらっしゃいますから、そういう意味では年に一遍でもこれを期に、これの便り、これの更新でという形であれば、自分の身を守ることでもありますし、さっき御答弁の中にありましたように、救える命であるならばと、もちろん緊急通報システムの充実も大事でございます。地域の見守りも今まで以上に町会・自治会あるいは福寿会その他皆さんのお力をいただいて、やっていくことも大事でございますが、万が一のとき、あったときにこの情報があれば、やはり何分を争うという世界に入ったときに、この情報キットがあってそれを見て適切に判断ができれば、お一人でも救える命があればという思いで、カバーすれば、高齢者の安心対策の一つにもなってくるであろうということは直接的なメリット、効果かなと。そして間接的にいうならば、この事業を通すことによって、今まで以上に多くの同老の高齢者世帯あるいは単独の高齢者の方々とのコミュニケーションをつくって、いざというときの必ず災害弱者とかになるわけですから、どこにどのような方がお住いになつてゐるかという基本的なところだけでも、情報開示の問題もありますが、ちゃんと該当するところは抑えている。今まで以上にしっかりと把握して、安心の担保をつくってあげるという意味でも大事なことだと思っております。先ほども御答弁にありましたけれども、さっきと似たような御答弁で、今後、事業化が図れるか方向性を出してまいりたいと。もうほかのところでやっていますから、事業化が図れるもへったくれもなく、できるのは間違いないので、後はどうしますかということで、ただ手続論としてやはり同じことやるにしては、しっかりとしなければいけないし、大事な公費を使うわけですから。という意味も含めまして、ぜひともこれは具体的に、もうやっていただきたい。

そうすると、23区はともかくとして、26市の西多摩のエリアの中で、日の出町がやって檜原村もやって一番大所の福生市がやったということになると、これは26市でバンといきますよ。そうすると、やはり先ほどの件ではありませんけれども、先駆的な取り組みをして、福生市はさすがだなということになるわけで、そういう意味でもどんなものでしょうかね、御答弁をいただければと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 救急医療情報キット、実は議員の御指摘がございましたので、私どももこれは日の出町でありますけれども、一応借りてまいりました。いろいろお話を伺わせていただいて、実際のところ、真新しいという印象を受けたんでありますけれども、ただいろいろと経費的な所はさほどではないかなというふうに私ども感じております。

ただこれからいろいろとやはり関係団体、先ほども申しましたが、日の出町では民生委員・児童委員というようなところの御協力があつたようでありますが、私どもとしても、地域包括支援センターあるいは在宅介護支援センター、場合によっては社会

福祉協議会、いわゆる小地域福祉活動といった展開をしておりますし、さらには、このいわゆる福生市を管轄いたします福生消防署、こうしたところといろいろと意見交換をさせていただきまして、決してこれをやらないとかという問題ではないかと思いますが、そうしたところで十分研究をさせていただきまして、今後の取り組みを考えてまいりたいとそうように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。関係の福生消防署あたりは、たぶん大丈夫だと思いますよ、秋川消防署がやっていて、東京消防庁がやっていて、福生市は横向いているというわけにいかないでしょうから、そういうところではないと信じておりますし、今までのことからいっても、ちゃんとやってくれると思います。

問題はどこが窓口になってやるかと、ということから見ますと、あと今お話のように小地域福祉活動等々ともいろんな兼ね合いもあるでしょうから、よく整理をしていただいて、やはり福祉の面ではもう星野部長は大ベテランでもありますので、よく道筋をつくっていただいて、いい形でやっていただきましたら——。ちょっと今回は初めて取り上げましたから、これですぐにというわけにはいかないでしょうから、今は6月ですから、9月、12月ぐらいのときに、実計にあがりますかとかいう話もさせていただきます。でもこれ、分かりやすくいいと思うんですよ、市民の方に「こうやって」って、例えば福寿会に持って行って「こういうのやりませんか」ってやったら「星野部長すごい」とこうなると思いますので、やはり、目に見えてわかりやすく簡単なものほど制度としてはすばらしい制度だと思っておりますので、よろしくお願いをしたいという期待を込めさせていただいて、この件について終わります。

最後に、高齢者居住支援の関係で、高齢者向けの優良賃貸住宅「高専賃」のことでございますが、私は先ほど言いましたように、現在のこれらの高齢者向けの優良住宅というのが、公費で全部つくるとするのは果たしていいのかどうかというのは、シルバーピアの予定が既に128戸になっている。それ自身については、それはそれで一つの見識かなとは思っております。

問題はですね、福生市内には賃貸住宅が相当ありますが、結構空き部屋といいますか、空いているところもあって、大家も御苦労されていると思います。そんな中で、全部の大家が適用できるか分かりませんが、このような優良高齢者向けの優良賃貸住宅については、固定資産税だとか、もろもろの減免の措置といいますかね、助成制度も用意されていますし、新たにつくろうとする場合には建築の補助の方も出るとか、いろんな形のものもございます。既に、新しいところは一カ所40何所帯ですか、もう入居が確定していると。さらに、拝島駅の近くでデイサービスもできるような施設も今建築中だということで、どこでも地域においてはそのような高齢者の方はもちろん、なかなか入られるには、有料老人ホームほどはかからないけれども、最低限24時間見守りがあつたりとかですね、食事のサービスを出すような場合については、そのような費用がかかるという面では、全部の高齢者の人が対象になるとはいえませんが、そういうことができるお子さんの支援だとか、御本人の年金等を足せば何とかなるといふ方もいらっしゃるからこそ、つくるとほとんど満室になってしまうというこ

とだと思っわけでございます。

この背景には、通常の民間住宅だと2年ごとの更新とかがあるわけですがけれども、高齢者優良賃貸住宅の場合ですと、最初から終身契約というような形の契約の仕方もあるようですので、そういう意味から言うと、安心感もあるんじゃないかと思っております。

そんな意味で、公的なところのシルバーピアをつくってもらおうというのは一番わかりやすいんですが、それは先々の長期的なビジョンで見ないといけないかと思っておりますので、今回はこの高齢者優良賃貸住宅あるいは高齢者専用賃貸住宅の建設を民間活力を使ってやる場合に、あるいはやりたいと思っている方がいたような場合に、積極的に国の施策、都の施策、こういうような形で、建築に対しての助成がありますよとか、税制面についての優遇措置がありますよとかっていうのを、お知らせをしたりすることが出来るか。あるいは、22年度の見直しの中で高齢者向け住宅の運営整備を含めて検討する中で、この高齢者専用優良賃貸住宅につきまして、どのような考えかを具体的に示してくれることが出来るかどうか。甚だ抽象的ではございますが、このさっき言いましたようにいろいろな政策を打ったとしてもまず元となるのは、住まいでございます。住まいの安心をつくっていくということはとても大事なことであります。そういう意味で、それを積極的に切りかえられた大家には市の方としても何がしかの助成をするとか、いろんな形ですることが出来るのではないかとこのように思っております。これは国においてやっっている事業なので、踏まえた対応なのかもしれないということもさることながら、見直しのときにでも結構でございます、この問題を高齢者向けの住宅政策をどうするんだっていう大きなテーマをしっかりと見据えて対応をとっていただきたいと思っんです。

先ほどの答弁の繰り返しになりますか、あるいはもう一歩突っ込んだ形で各種の高齢者専用賃貸住宅の制度、国の制度ではありますけれども、市民の方へのあるいはおうちを持っていらっしやる大家関係の方に御案内をするようなことはでき得るか、どうでしょうかね。このような広報活動と言うのですかね、民間の活力を使うには、民間の力の民間の方にこういう制度があって、この制度だと助かりますよということが、高齢者対策についても大きな役割を担っただけのんだってことを、御案内することも大事かと思っますが。それについての御答弁をいただければと、このように思っております。よろしくお願いをいたします。

○福祉部長（星野恭一郎君） 高齢者住宅対策について、いわゆる高専賃等の民間活用ということでございますが、確かに議員御指摘のとおり、私どもはシルバーピア、この整備についてを基本として進めてまいっただけでございますが、やはり10年以上たっっているところもございまして、果たしてシルバーピアだけでは時代の要請といっますか社会情勢には、やはり対応していけないだろうと、そんなような認識を持っております。

したがいまして、こうした高専賃等、民間活用といっしたところも含めて今後、計画を策定してまいりたいと、そのように思っております。これから策定をいたします基

本構想、それから基本計画、そうしたものをもちろん踏まえたというようなことになろうかと思えますし、また、既に策定されております住宅マスタープランといったものもございますが、そうしたことも整合性等もやはり踏まえた上でのものになろうと、そのように考えております。

いずれにしても、そうしたものを計画、策定で十分検討させていただいた上で、民間の大家等、そうしたところにも必要な働きかけといいますか、そうしたものを考えてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

○17番（青海俊伯君） ありがとうございます。1時間半、長々と質問させていただきました。総じて、積極的な御発言をいただいたと、感謝をしております。しっかりと計画なら計画をそういうところに載せていただいて、順番を追いながら着実に福生市として高齢者住宅なら高齢者住宅のありようを、どのようにしたいということを明確に市民の方に示していただいた上で、さてそれに対して市民の方々の御協力をどのように得ていくか。そして先々の5年先、10年先、福生市の中長期的な高齢者向けの住宅政策はこのような方向づけになっていきますと、安心してくださいと、こう言えるような、この高齢者専用賃貸住宅がすべてとはいいませんが、もちろんお金も結構かかりますから、それが、全部を対象とは限りませんがひとつの何割かの方は、それを使うことができれば大いに安心して生活ができることになります。その上で、ほかのいろいろな所得の階層による低い方についてはどうするかとかというセーフティネットはセーフティネットとして、しっかりとつくっていくということでございますので、しっかりと今部長の答弁でもありましたように、手順を追っていただいて結構でございます。きょうのあしたでできる仕事ではありませんので、ただし、国あるいは都でやっている、あるいは各所に財団等でやっているいい制度、この助成制度にしましても23年度までとか一応時限的なものもございますので、よくその辺のことも踏まえた上で、いい計画を立てていただいて、市民の方により多くの方に、福生市の方性、住宅政策の方性を示していただければありがたいなど、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聰君） 次に、19番、田村正秋君。

（19番 田村正秋君質問席着席）

○19番（田村正秋君） それでは、さきに通告いたしました一般質問を行わせていただきます。5点になっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目といたしまして、後期高齢者への健康増進策についてお尋ねをいたします。1といたしまして、近隣の温泉施設の利用状況と枠の拡大についてお尋ねいたします。現在福生市では、国民健康保険加入者を対象に、三つの温泉施設の割引券を発行しております。また、本年度から新規事業といたしまして、健康増進事業が導入され、本年1月から後期高齢者を対象に開始をされております。現在の内容と状況については、市長はどのように把握しているのかをお願いいたします。

また、現在、温泉施設がかなり遠方というふうなことで、市民の方がなかなかいけない、近隣の温泉施設の利用の枠の拡大ができないかというふうな声もあります。市長はどのようにこの問題につきまして考えているのか、お願いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、ごみ袋と鳥獣被害対策等について、お尋ねをいたします。1といたしまして、猫やカラス等による被害の対策について、2といたしまして、被害を防ぐためにごみ袋の色を変えることについてお尋ねいたします。現在、生ごみ等のごみを出す日、猫、カラス等の被害が発生をしております。温暖化や生態系の変化、繁殖期等もあることから、動物がえさをあさる、えさを求めて、朝早くから行動開始しております。現状と対策についてはどのように取り組まれるのかをお願いいたします。また、特にカラスは、色や形を見分ける判断力や、高度な知能を持つと言われております。他市では、生ごみの袋を黄色にしたところ被害が少なくなったということもと言われております。具体的に取る市もあるということなのですが、ごみ袋の対策についてはどのようにとらえているのか、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして3点目、住宅用火災報知器等の義務化についてお尋ねをいたします。1といたしまして現在の設置状況について、2といたしまして補助事業についてお尋ねをいたします。住宅用火災報知器につきましては、義務化されました。新築、増築につきましては、平成16年10月1日から設置が義務化されております。また、民間の住宅につきましては、平成22年4月1日から義務化されるということです。その内容につきましても、すべての部屋が対象ということで、現在、市内の設置の状況についてはどの程度進展しているのかお伺いしたいと思います。また、市民の方々から、すべての部屋を対象というふうなことで、市からの補助制度ができないかというふうな意見が出ております。市長としてはどのように考えているのかをお願いいたします。

4点目といたしまして、一般家庭のアスベスト除去対策についてお尋ねをいたします。1といたしまして一般家庭の状況の把握について、2としまして、除去工事の補助対策についてお尋ねをいたします。アスベスト除去対策については、市内の公的な場所についてはほぼ撤去されました。しかし、一般家庭での対策については、いまだ手つかずであります。当時の建設関係者から話を聞きますと、行政がアスベスト材料を使用しないと検査を通過しないというふうなことがありまして、仕方なく利用したというふうなこともあります。しかしその後、人体に悪影響を及ぼすということで、全面的に禁止になっております。このような事態で、民間ではいまだ手つかずであります。市内の一般家庭の状況把握は、どの程度であるのか。また、除去工事に対する補助対策については、他市は既に動き出していると聞きますが、市としては今後どのように考えるのか、市長の考え方をお願いいたします。

続きまして教育行政について、1といたしまして、中学校における図書利用状況と図書検索システムについてお尋ねをいたします。市内の中学校における図書利用については、かなりの利用が多く、有意義に進んでいると聞いております。現在の利用状況については、どのようなものか。あるいは蔵書で、利用数はどのようなものか伺い

たいと思います。また、検索システムの内容について、利用状況についてはどのようなことになっているのか、教育長の考え方をお願いいたします。５点であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（大野聰君） 午後１時まで休憩といたします。

午前１１時４８分 休憩

~~~~~

午後１時 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 田村正秋議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者への健康増進策についてでございますが、福生市では、後期高齢医療被保険者の外出機会の促進と健康増進を図るため、福生市後期高齢者医療温泉施設利用助成事業を平成２１年１月から市単独事業として実施しております。現在、契約温泉施設として、檜原村の数馬の湯、奥多摩町のもえぎの湯、あきる野市の瀬音の湯の３施設と契約を結んでいるところでございます。

御質問の契約温泉施設の利用状況でございますが、４月末までの４カ月間で５１人の利用となっております。利用者数は、瀬音の湯が最も多く、続いて数馬の湯となっており、もえぎの湯につきましては、現在のところ利用者はいらっしゃいません。

次に、枠の拡大についてでございますが、やはり近隣の施設ほど高い利用率となっておりますことから、他の近隣温泉施設につきましても、利用助成の契約ができるかどうか検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ袋と鳥獣被害対策等についての１点目、猫やカラス等による被害の対策でございます。

市には、市民の方々から年に１０件前後の相談が寄せられております。可燃ごみの指定袋には食事の残飯なども入っておりますので、猫やカラスがそれをねらい、袋を破り、ごみが散乱することになります。戸建て住宅にお住まいの方々には、可燃ごみの袋にネットやポリバケツをかぶせるなどの対策をお願いしております。集合住宅の場合ですと、集積所で被害が出ないように管理をお願いしております。

２点目の、被害を防ぐために、ごみ袋の色を変えることについてでございます。

実際に、カラスによるごみ袋の散乱を防ぐために、ごみの指定袋の色を変えている自治体もございます。カラスは視覚で餌を探すため、カラスの目に見えにくい特殊な加工をした黄色の袋がよいとの研究結果があるようでございますが、地区を決めて試験的に実施した自治体でも、決め手とはなっていないようでございます。また、単に黄色の袋ということではなく、特殊な加工をしているため、通常の袋と比べるとかなり高価なようでございます。現在、福生市では都内のような被害は出ておりませんので、ネットやポリバケツをかぶせるなどの対策をしていただきながら、今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

次に、住宅用火災警報器等の義務化についての１点目、現在の設置状況でございま

す。

東京都では、新築、改築の住宅については、平成16年10月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となっておりますが、平成22年4月1日からすべての住宅に設置が義務化となり、すべての部屋、台所、階段に設置しなければなりません。

当市における設置状況についてでございますが、福生消防署に確認いたしましたところ、現在調査中とのことでございますが、昨年11月現在において20%ほどでしたものが、3月末においては36.3%の設置率と聞いております。しかし、市営住宅につきましては、19年度、20年度において100%の設置をいたしております。

次に、2点目の補助事業についてでございますが、平成22年4月1日設置の義務化に向けて多くの課題もございますが、火災警報器購入についての補助等は考えておりません。しかしながら、高齢者世帯につきましては、高齢者宅の火災による緊急事態に備えた火災安全システムの設置の助成をいたしております。市といたしましても、火災警報器設置の必要性、重要性を十分に市民の皆様に御理解いただくために、消防署、消防団ほか関係機関と連携し、今後も啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、一般家庭のアスベスト除去対策についての1点目、一般家庭の状況の把握についてでございますが、アスベストは耐熱性などの特性があり、9割以上は建築資材として使用されてきたようでございます。昭和30年ごろから50年ごろまでに建設されました鉄骨や鉄筋の住宅では、H鋼やコンクリートスラブの表面に吹き付けアスベストが使われている場合があります。また、昭和50年に吹き付けアスベストが原則禁止となつてからは、アスベスト含有吹き付けロックウールが、おおむね昭和63年まで使用されております。

福生市には約1万5000棟の住宅がございますが、吹き付けアスベストを使用している可能性がある木造以外の建物、鉄骨、鉄筋の住宅ということになりますが、約3300棟でございます。この約3300棟のうち、吹き付けアスベストなどの使用が許可されておりました建設時期の住宅に、アスベストがある可能性が高いということになるかと思えます。また、アスベストを含む屋根用化粧スレート、外装のサイディングなどが最近まで使われておりました。しかし、これらアスベストの成形板はセメントなどで固定されており、切断などをしない限り大気中に飛散する可能性は低く、健康への影響の心配はございません。

次に、2点目の除去工事の補助対策についてでございますが、吹き付けアスベストやアスベスト含有吹き付けロックウールが施されておりますお宅では御心配をされていることと思えます。市といたしましても、施設工事課や環境課でも、建設時期などからアスベスト含有の可能性について御相談に応じておりますが、除去などの工事におきましては、それぞれの所有者の方々に対応いただければと考えているところでございます。

なお、東京都が昨年10月に行いました調査では、解体の際にアスベスト除去に助成を行っておりますのは、東京23区のうち5区でございますが、多摩地区では助成

を行っている自治体はございません。

福生市といたしましては、現時点では、なかなか一般住宅に対する助成制度の導入は難しいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、田村正秋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

(教育長 宮城眞一君登壇)

○教育長(宮城眞一君) 田村正秋議員の御質問にお答えをいたします。

まず、福生市内の中学校の学校図書館の現状ということでございますが、平成20年度末現在の蔵書数につきましては、第一中学校では1万5218冊、第二中学校では1万3158冊、第三中学校では9287冊となっております。文部科学省が蔵書数の目安として示しております学校図書館図書標準で見ますと、第一中学校125%、第二中学校104%、第三中学校97%となっております。第三中学校でわずかに100%を下回ってはありますが、福生市においては、全体的には標準を満たした学校図書館として整備をされております。今後も、計画的に蔵書内容の充実を図ってまいりたいと存じます。

市内中学校の学校図書館の利用につきましては、3校とも昼休みや放課後を中心に開館をしており、1日当たりの利用者の平均は25名程度であります。また、昨今の情報活用能力を重視いたします学習の必要性から、教科の授業中に調べ物のために図書館を利用することにつきましては、平均で週に3回程度でございます。

このような学校図書館の活用状況につきましては、今後も改善のための働きかけが求められるところでございます。情報活用能力の向上や生徒の興味、関心の喚起を目的とした新規購入図書の選書の工夫を初め、生徒の使いやすい学校図書館の運営につきまして、図書委員会の生徒とも協調しながら一層の改善を図るよう、教育委員会といたしましても各中学校に働きかけ、指導いたしてまいりたいと考えております。

次に、図書検索システムについての御質問でございますが、結論的に申し上げますが大変恐縮でございますが、中学校の図書検索システムにつきましては、現段階では取り急ぎ進めていく状況にはないであろうというふうに考えております。

と申しますのは、以下のような状況によるものでございます。

まず、現段階での図書検索の必要性という点であります。各中学校にはおよそ1万冊の蔵書が備えられております。これらの蔵書は、日本十進分類法に従って配架をされており、生徒は自分の探す本をさほどの困難なく探し出すことができるようになっております。さらに、各学校には、学校図書館担当として司書教諭の有資格者がおりますので、生徒から相談があれば適切に対応することができる体制が整っております。

また、中学校国語の新しい学習指導要領では、読むことの指導事項の中に読書と情報活用の項が立てられまして、3年間にわたり継続的に指導していくこととなっております。この中では、例えば本の表題や目次、索引などから自分に必要な情報が集められるかどうかを判断するなど、情報活用にかかわる能力の育成が重要な指導内容となっております。そのような能力の育成の観点からも、学校図書館の果たす役割は重

要であり、各学校には意図的、計画的な学校図書館経営をしていくことが求められております。

こういった情報活用能力の育成の観点からは、教員と生徒との対面による指導が欠かせないところでございまして、また重要なこととございます。学校で保有できる蔵書量や学校図書館の規模を考慮いたしますと、学校図書館の蔵書検索システムの導入につきましては、前述のような判断となるものでございます。

以上、田村正秋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきまして、ありがとうございました。

それでは、一問一答によりまして質問させていただきます。初めてですが、よろしく願いいたします。

それでは、後期高齢者の健康増進策ということで、今、市長から御答弁をいただきました。その利用状況の中で、もえぎの湯の利用がないという話がありました。今回、数馬の湯、もえぎの湯、瀬音の湯ということで、瀬音の湯につきましては、最近マスコミ等でも取り上げられて、ロケーションもすばらしいということで、非常に人気が高いところでございます。最近では、青梅市であるとか、あるいは日の出町であるとか、近いところにそういう温泉施設ができているわけですが、今後、具体的にそういった利用等々ができそうな、契約ができそうな施設につきましては、どのような思いがあるのか教えていただきたいと思います。

それと、今回、この事業につきましては、地域事業で市単独事業だと思ってございまして、本来ですと国保連合会の方が全面的にバックアップしてやっていただくのが筋じゃないかなと思うのですが、そういった思いの中で、初めてのこういった事業でありまして、他市にもちょっと例がないのではないかなと思うのですが、担当の部長のこういった思い、意気込みにつきましては、どのように思っているのか、2点だけお願いいたします。

○市民部長（野島保代君） それでは御答弁申し上げたいと思いますが、近隣の温泉施設への利用助成の拡大ということでございます。近隣では、青梅市の梅の湯、また日の出町のつるつる温泉、これらがあるわけでございます。基本的に、高齢者の方々の利便性という面からも、これらの施設の利用助成対象として契約できるのかどうか、これらも含めまして、早急にこれらの施設と調整を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、市単独事業としての市民部長としての意気込みというか、思いというか、そのような御質問でございますけれども、基本的に保健事業というものにつきましては、健康増進、健康維持の面ということからも大変重要であると考えております。その一つの事業としての温泉施設の利用助成でございますけれども、国民健康保険では国保連合会が広域実施しているところでございます。しかし、医療制度改革の一環として発足いたしました後期高齢者医療制度、長寿医療制度でございますけれども、この運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合、ここではこの事業は実施されておられません。

この広域連合では、平成20年度から10年間の広域計画の中で、74歳までの国保や社保が行う保健事業との整合を図り、後期高齢者にふさわしい保健事業の検討、展開を図ると、こういうように計画の中ではしているわけですが、実際には保健事業は実施されていないということでございます。

そうしますと、国保加入時にはそれらの保健事業が受けられていた方々が、後期高齢者医療制度に移行したために受けられないという状況になってしまったわけございまして、市としては、市民の皆様の要望もあり、また後期高齢者医療制度加入の方々の健康増進、維持のために市単独事業であっても必要と、そういうような認識から、国保加入の方々と同様の助成制度を実施したということでございます。

基本的には、広域的に実施することで、これらの保健事業の内容というものの充実につながっていくと、そういうふうな考えも持っておりますので、今後、東京都の広域連合の検討状況、これらも見つつ、担当部課長会議等で要望などを行ってまいりたいと、そのように考えております。

○19番（田村正秋君） それでは、後期高齢の関係で、温泉の割引制度ということで、本当に近隣でも梅の湯ができていたり、駅前温泉ということで非常にここも利用が多かったりするんですね。実際問題、この間もちっと老人会の方で話を聞かせていただいたときに、余り遠いところにつきましては年配層の方は無理だと。できれば近くのそういった施設を利用して、今後、ぜひ割引制度をお願いしたいなというお話がございました。この利用につきましては、利用向上のためにさらに努力していただきたいなと思います。この点につきましては、要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目のごみ袋と鳥獣被害対策についてなのですが、今、市長からも答弁いただきました。私も、早朝、市内を歩いているのですが、月、水、金と、燃えるごみの日については、カラスは曜日わかっているんですね。必ずそこに来てえさをあさっているという光景を見るのですが、やはり頭がいい動物だなと思うのです。最近では、インターネットで見たところ、杉並区では生ごみの日は黄色の袋にして非常に効果があったというお話も聞いているのですが、この近隣での取り組みの中で、そういった事例があるところとか、そういう方策に転換したところはどこがあるのか、もう一度お願いしたいと思います。

それと、最近、カラスが電柱に巣をつくり火災になったという都内のニュースがあったのですが、先日、福生一小的照明塔の上にカラスの巣がありまして、それを発見しまして、すぐ市の方が対応してくれたということですが、非常に高いところに巣をつくって、ハンガーで巣をつくりながら、ちょうど今繁殖期だということなんですが、除去するための対策、あるいは高所作業車を使ってということもあったということなんですが、この対処した経費もかかっていると思いますが、その辺の対処法とか、除去対策についてはどういうふうに取り組まれたのか、お願いいたします。

○生活環境部長（森田秀司君） それでは、2点ほど御質問をいただきました。

まず、ごみ袋の関係でございます。

現在、福生市では、生ごみの袋につきましては、ポリエチレン製の青い袋を指定袋にして生ごみを出していただいております。カラスに対します黄色の袋の効果については、まだいろいろと明らかになっていないという状況でございます。先ほどの市長答弁にありましたように、その袋の素材のところにほかのものを塗り込んであったりということもあるようでして、その黄色が明らかに効果があるのかというところは、まだいろいろと不明だと聞いております。

近隣では、たまたま瑞穂町が黄色の袋でやっていて、ほかの羽村市、青梅市と西東京市の管内では、燃えるごみにつきましては、青の袋を使っているという状況でございますので、黄色を使っている他の自治体と情報交換をしながら、鳥獣の被害によるごみの散乱防止が抑えられる方法を考えていきたいと考えております。

それと、2点目のカラスの関係で、巣づくり、春はカラスにとりましても繁殖のシーズンでございます。巣づくりのために集めた枝ですとかハンガーが電線に触れまして火災を起こすケース、また、子育て中には巣のそばを通る人を襲うような場合もございます。カラスが巣をつくった場合には、巣をつくった照明塔ですとか樹木の管理者が対応することになりますが、カラスは野生動物でございますので、巣をつくったからすぐに撤去というわけにもまいりません。人に被害を及ぼすおそれがある場合には、東京都への申請に基づき鳥獣の許可を受けている業者が行うということになりますので、勝手に処分はできませんので、環境課の方に御相談をいただければなと考えております。

○教育次長（宮田満君） 御質問の福生第一小学校校庭照明塔につくられたカラスの巣の撤去につきまして、その経緯と要した費用でございますけれども、5月25日に環境課より、校庭にカラスの巣があるので処理をお願いしたいとの連絡が教育委員会にありました。環境課とともに担当者が現場を確認いたしましたところ、高さ16メートルの校庭南側の照明塔の最上部にカラスが営巣しているのを確認いたしましたので、東京都の鳥獣捕獲許可を有する業者のリストから撤去を依頼する業者を選定いたしまして、学校の授業に影響のない5月27日の午後に撤去いたしました。結果は、巣の撤去とひな4匹の捕獲でございますけれども、これに要した費用は6万8250円でございます。

○19番（田村正秋君） ありがとうございます。

今、1点目の質問の中で、いろいろと御努力していただいている姿がわかったのですが、今回、照明塔の上、私なども一小をいろいろと使わせていただいている関係で、かなり前から照明塔の上にカラスが巣をつくっている。それを拠点としてごみをあさっている、長沢とか加美とか永田のところに飛来してあさっているのを見ているのですが、学校施設ということで、非常に児童・生徒に被害が及ぶ危険性もはらんでいたわけですが、その危機管理というか、学校側の体制というのは、校長と話したら、あ、そうですかというふうな感じで、割合その危機感を持っていなかったのですが、以前にも二小の方でそういう高いところに巣をつくられたということがありますが、そういう連係プレーみたいなことについては、もうちょっと危機管理能力を持っていた

だいて、学校との関係の中でいろいろ調整していただきたいなと思うのですが、その辺につきましてはどうなのか、お願いいたします。

それと、今も答弁にありましたけれども、鳥獣保護法の関係で、ある意味、鳥たち、あるいはそういう獣についても個人的に処分ができないということですが、最近、ほかの自治体で、カラスの巣の関係で、針金とか枝とかそういったもので巣をつくるということなんです、今後は、PR活動としましても、調達しやすいハンガーにつきましてはなるべく出さないような方法とか、あるいはカラスのえさ場をなくす方法とか、えづけはやめる方法とか、そういったものがほかの自治体のPRとしてあるわけですが、今後、そういった民間で確認したときの扱い、そういったものにつきましてもどのように今後とらえていくのか、その点だけお願いします。

○参事（川越孝洋君） 学校の校長、副校長及び管理職の危機管理能力といったようことで御質問いただいているかと存じます。

学校の校長、副校長の職務の重大な責任の中で、最優先に考えていくことが児童・生徒の安全確保でございます。これにつきましては、議員御指摘の施設設備など物的な要因、あるいは人的な要因、環境等の要因でございますけれども、これらすべてに対しまして、児童・生徒の安全については、日ごろの危険箇所等の管理、あるいは予見される被害を取り除くべく努めなければならないということが第一でございます。

学校の危機管理につきましては、校長会のたびに指示をし、具体的な事例を出しながら指導をいたしているところでございますし、このたびこういう御指摘を、改めまして校長会におきまして指示を徹底してまいりたいと思っております。児童・生徒が、安心して安全の中にありまして学校生活が送れますよう万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

○生活環境部長（森田秀司君） カラスの巣に利用されやすいハンガーですとか、枝ですとか、そういうごみの出し方でしょうか、そういうところにつきましても、注意喚起をするように、広報ですとか、ホームページ等で、そのシーズン、シーズンで出していければというふうに思っております。

区部のところのホームページを見ましたところ、やはりそのシーズンになりますと、カラスの巣づくりが始まりますとか、そういうような題でホームページをつくっているとところがございますので、そういうところを参考にしながらPRをしていきたいと考えております。

また、民間の方で、気がついたときには、先ほど申しましたように環境課の方にぜひ御相談の方お願いしたいと思います。

○19番（田村正秋君） ごみ袋と鳥獣被害対策については、いろいろと理事者から答弁いただきましてありがとうございました。

先ほどの答弁の中では、10件程度のそういう報告があったということなんです、私が朝に散歩していると、かなりの家がやられているんですね。そういったことも含めまして、青い袋がいいのか、あるいは黄色い袋がいいのかというふうなことにつきましても、ぜひいろいろと検証していただきたいなと思います。

それと、カラスの巣づくりの関係につきましては、都内で既にそういったところで火災みたいなものが発生しておりますので、ぜひ防止策を検討していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどもお話がありましたけど、やはりホームページですね。これは杉並のホームページなんですが、カラスの被害対策の4ポイントということで、カラスにえさをあげないとか、えづけをしないとかいろんなことがあるんですが、こういった検証を知らせるのは、やはり一番ホームページが手っ取り早いので、ぜひホームページの充実もお願いをしたいと思います。

ごみ袋と鳥獣被害対策につきましては、実際スピード感のある対応で感謝しております。ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、3点目の住宅用火災報知器の義務化についてなんですが、住宅の関係では、特に新築につきましては既に義務化がされているということで了解しているのですが、最近、火災報知器の誤動作というんですかね、水蒸気でもこういった反応してしまうというお話も聞いているんですが、その辺の性能につきましてはどうなのか、お願いします。

それと、民間のところにつきましては、22年4月1日から義務化されるということなんですが、福生駅の階段とかそういったところに報知器のシールとか張ってあるわけですが、消防署との関係の中で、そういう報知器設置の期間とか、防災週間の中でそういうチェックをするところというのはあるのか。

それで、スタートが4月1日だということなんですが、この後の期間もずっと恒久的に、こういった報知器の設置義務化という運動というのは今後とも続けていくのかどうなのか、お願いいたします。

それと、今も市長から答弁があったわけなんですが、国、区との関係で補助については今のところ出ないということなんですが、こういった設置義務というのは都の方からも来ているわけなんですが、今後、こういう事業の補助につきましては無理だというふうなところで解釈していいのかどうなのか、お願いします。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、住宅用火災警報器の水蒸気等による感知についてでございますけれども、この住宅用火災警報器につきましては、大きく区分をいたしますと、煙感知式のもの、あるいは熱感知式のもの、それと煙、熱の併用型のものがございます。

お尋ねの水蒸気などによる感知についてでございますけれども、この煙感知式のものにつきましては、水蒸気を煙と感知する可能性があるとのことでございます。また、熱感知式のものとでございますけれども、熱感知式につきましては通常65℃前後で感知をするとのことでございますので、この水蒸気の熱が上がってくれば当然のこととして感知をしてしまうとのことでございます。

このほかにも、多量のちりやほこり、また結露等によりまして感知する場合があるようでございますので、適切な管理のもとにお使いいただくことが必要であると、そのように考えております。

次に、本事業の今後の対応でございますけれども、制度といたしましては、来年の4月から既存住宅の設置が義務化となるわけでございますけれども、本事業の目的等を踏まえますと、義務化となった以降も、いかにこの普及率を高めていくかということを中心置いてPRを継続していくとのことでございます。

市といたしましても、必要性、重要性等を十分に踏まえまして、消防署等と連携をいたしまして、継続いたしまして、息の長い啓発を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、本事業の補助についてでございますけれども、市の支援といたしましては、先ほど市長答弁にもございましたとおり、高齢者世帯の方に対する火災安全システムの補助制度がございます。

お尋ねの住宅用火災警報器の全世帯に対する補助でございますけれども、既に設置済みの方との公平性の問題等もございますし、また、この補助につきましては、本事業の創設の際に、事業主体でございます東京都が主体的に事業全体の制度設計の中で考えていただくべき事項ではないのかと、そのように考えているところでございます。

○19番（田村正秋君）　ありがとうございます。

この火災報知器につきましては、具体化が進めば進むほど、市民からいろんな意見が来ているわけです。都のそういう制度が今後使えれば全部の部屋ができるんだけだというふうな、今、景気が非常に厳しいということもありまして、ぜひ今後もいろいろと都の方と協議していただきたいなと思います。火災報知器につきましては以上であります。

続きまして、4点目の一般家庭のアスベスト除去対策についてでございます。

今も市長から御答弁をいただきましたが、やはり制度として、先日もお話がありましたけれども、四小の踊り場ですか、その部分にアスベストが見つかったということで、すぐ夏休みに対処するというお話もありましたけれども、民間ではなかなかそういうふうなお金の問題、特にほかに部屋があれば幾らでもそういうことができるんですけど、なかなか民間ではいけないという部分があるんですが、アスベストの環境面、そして安全面の立場から、今後の方向としてはどのように理事者は考えているのか、お願いいたします。

それと、これも杉並区の方のホームページを見させていただきましたが、アスベスト調査補助金交付書というのがあるわけですが、とりあえずアスベストでも、青アスベストとか白アスベストとかいろいろなものがあるということなのですが、アスベストであるかどうかという個人の家の調査というか、そういった面につきましては、断熱材だったり、いろいろわからない部分もあるのですが、そういったときの判断というか、非常に難しい部分があるのですが、杉並区のこういった補助制度につきましては、実際もう行われているわけですが、理事者はどのように考えているのか、お願いいたします。結局、当時は、業者に聞きますと、国の制度だったから業者もやったというふうなことがあるわけですが、ぜひそういったことも踏まえまして、これからはそういう補助対策でやるべきではないかなと思うのですが、理事者の方はどの

ように思うか、よろしくお願いします。

○生活環境部長（森田秀司君） アスベストの関係でございます。アスベストで一番気をつけなければいけないところは、解体の工事のときだと思っております。アスベストは、飛散をしなければ問題はないわけですが、アスベストが使用されている建物を解体する場合、飛散することになり、そこが問題となります。そのため、2000平方メートル以下の建物につきましては市の環境課の方へ、2000平方メートルを超える建物につきましては東京都に届け出が必要となります。

なお、解体工事に当たりましては、ビニールで目張りをするとともに、気圧の調整をいたしまして作業を行って、大気中への飛散を防止するというのが条件となります。

また、大気中のアスベストにつきましては、東京都が都内の3カ所で定期的に調査を実施しております。多摩地区では、多摩市に測定局がございますが、問題はないということでございます。

市といたしましては、解体工事に伴います大気への飛散を防止するように、東京都とも連携をしながら指導を行ってまいりたいと考えております。

それと、2点目の補助の関係でございます。市長答弁にもございましたように、現時点では、なかなか一般住宅に対する補助の制度を導入していくことは難しいかなと思っております。担当としては、毎年東京都の市長会を通じまして、アスベスト対策の強化ということで、東京都にそういう補助ですとか、そういう制度を設けていただきたいということで要望は出しております。

○19番（田村正秋君） それでは、この点につきましては要望させていただきます。

アスベスト問題につきましては、その年代年代によって非常に厳しい工事でもあるわけなんです。アスベストかどうかというのが、非常に市民としては気がかりなものですから、杉並区の方ではアスベスト調査費補助金という、こういう項目があるわけなんです。その前提となる調査に対しての補助金、ぜひそういったものをつけていただきたいなと思います。環境面、安全面の観点から、これから大きな問題になってくるのではないかなと思いますので、ぜひまたよろしくお願いいたします。

続きまして、5点目の教育行政につきまして、教育長から御答弁いただきましてありがとうございます。

今の中学校、非常に落ちついて、学力も上がってきたということだそうですが、最近図書館の関係で、図書館ボランティアという声がいろいろなところで聞かれるのですが、この図書館ボランティアにつきましては、学校の先生の司書を持っている方と連携しながらということもいろいろ言われているのですが、現在どのような形で推移して、各中学校というか、そういうスパンの中では、大体どのくらいいらっしゃるのかどうか、お願いしたいと思います。

それと、福生市立図書館との関係なんです。福生市立図書館というのは、いろいろな蔵書の関係とかさまざまな部分でノウハウを持ってる館だと思います。そういったところと連携しながら、これからの中学校の図書館を整備していただければ

いいかなと思うので、その辺につきましてはどのように考えているのか、お願いいたします。

○参事（川越孝洋君） 学校図書館のボランティアについてのお尋ねでございます。

現在、市内の小・中学校8校で図書ボランティアの方が活動をいただいておりますところでございます。活動の内容といたしましては、蔵書の整理、あるいは図書室の整理、読み聞かせ、貸し出し等の事務を行っていただいておりますところでございます。

ボランティアの方々の人数といたしましては、1校当たり10名から20名といったような学校が大半でございます。少ない学校ですと4名、多い学校になりますと30名もの方に御協力をいただいておりますところでございます。

ボランティアの方々の大半は、在校生の保護者の方々や卒業生といったところで御協力をいただいております。

募集に当たってでございますが、学校だより等で公募をいたしておりまして、実際には、現役のボランティアの方々同士といひましようか、人づてで御紹介をいただいているといったようなところがございます。

次に、学校図書館と福生市立図書館との連携についてでございますが、各学校におきましては、福生市立図書館から団体図書の貸し出し、あるいは調べ学習資料の貸し出し、図書館の使い方の指導、あるいは出張でお話し会の開催、ブックトークなど、さまざまな支援を受けておるところでございます。

また、長期の夏休み等の休業前には、市立図書館の方で選定をいただきました推薦図書の資料をおつくりいただきまして、学校に配布をいただいておりますところでございます。

このほか、学校図書館司書教諭連絡会というのがございまして、市立図書館の方々に参加をお願いいたしまして、ブックトークの指導を受けております。

このようなさまざまな場面で市立図書館からの支援を受けておりまして、各市内の小・中学校の読書活動を推進している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○19番（田村正秋君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

今、中学校の図書館につきましては、さまざまな形で努力しているということが確認されました。

あと、検索システムにつきましては、非常に今の図書館の方が充実しているからということなのですが、そうしますと、検索システムの具体化につきましては、このままというふうなことなのか。それとも、具体的に何か、新年度につきましては施策があるのかどうなのか、その点だけお願いいたします。

○参事（川越孝洋君） 学校図書館における検索につきましては、今後一つには、市立図書館等々さまざまな都立図書館や国会図書館等ございますので、その辺のところの連携となってくきますと、相当大がかりなシステムになろうかと考えておりますが、これは私の方では、その辺の大きなところまでの答弁は差し控えさせていただきますが、学校の学習活動上、こういうシステムが果たして必要かということを考えますと、

先ほど教育長答弁にもございましたように、やはり手順を追って、以前から私どもが図書の検索や貸し出し等で、いわゆる自力でといいたししょうか、そういった形で探し当て、そして実際にその図書から学ぶといったことについてのプロセスが非常に重要ではないかというところで、合理化することだけが学習としての効果かということを考えますと、やはり現状のまま蔵書等の充実に費やした方がいいのではないかというふうな見解を持っているところでございます。

○19番（田村正秋君） ありがとうございます。

今の図書館の関係につきましては、利用上さまざまに工夫され、学習もアップしているということを確認いたしました。

検索システムにつきましては、取り急ぐ必要はないということも、今、教育長の方からも答弁いただきましたので、この点につきましては、今後ともいろいろと勉強させていただきたいと思います。

以上、5点につきまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~

○議長（大野聡君） 次に、6番、堀雄一朗君。

（6番 堀雄一朗君質問席着席）

○6番（堀雄一朗君） 御指名をいただきましたので、通告に基づきまして、1、国の経済対策と市民生活への影響について、2、新型インフルエンザ対策について、3、教育行政について、以上3項目についての一般質問を一問一答形式でさせていただきます。

まず、1項目目、国の経済対策と市民生活への影響について、経済対策の市民への周知について伺います。

国の経済対策としてさまざまな緊急経済対策が、中小企業向け支援策を初めとして多数打ち出され、矢継ぎ早に実行されています。

中小企業向け緊急補償枠30兆円の確保や、セーフティネット貸付枠の15兆4000億円への拡大などの金融支援、雇用支援としては雇用調整助成金の支給要件の緩和や助成割合も最大で休業手当等の90%まで拡大、法人税では中小企業に対する軽減税率の引き下げが実施されます。

現在、資本金1億円以下の中小企業に対しては、所得800万円以下の部分に対して22%の軽減税率が適用されていますが、その税率が18%に引き下げられました。適用されるのは、平成21年4月1日から23年3月31日までの間に終了する事業年度ということで、2年間の時限措置となっているようです。

また、設立5年以内の青色申告法人等に限定されている欠損金の繰り戻し還付が、中小企業に限って復活しました。当期の赤字を前期の黒字と相殺し、既に支払い済みの法人税の還付を受けられるようになりました。

また、中小企業の交際費課税の軽減ということで、同じく1億円以下の法人に係る定額控除の限度額が400万円から600万円に引き上げられ、損金の算入額が18

0万円拡大しました。

住宅に関連する経済対策についても、住宅ローン減税の継続と拡大で、昨年160万円だった所得税の最大控除額が最大600万円まで拡大され、市民税からも特別控除が実施されます。

景気対策は、減税だけではありません。さらに自動車関連の各種経済対策も、市民生活に直接関係しています。国の地域活性化策として、高速道路料金の大幅引き下げが実施され、ETC車対象に地方の高速道路は平日3割引、土曜、日曜は普通車以下を対象に5割引、どこまで行っても上限は1000円にされて実施されています。

エコカーの購入には、自動車重量税と取得税の最大100%減税、環境性能の高い新車購入では、普通車の場合、13年以上の車を廃車して買い換えれば25万円、軽自動車は12万5000円、通常の購入でも10万円、軽自動車は5万円の補助制度が設けられています。トラックやバスの購入にも20万円から180万円の間で購入補助がされます。これは来年3月末までの期間での対象ということです。

今、あげただけでも、国の施策とはいえ、私たち市民の生活に直結しているように思われるものが多くあります。さらに時限的な施策が多く、市の支援策とあわせてどのような施策が実行されているのか、市民のためにわかりやすく周知すべきではないかという観点から、経済対策の市民への周知について、どのように考えられているのかお伺いします。

2項目目、新型インフルエンザ対策についての1点目、緊急対策本部の活動について伺います。

福生市議会公明党は、新型インフルエンザが警戒レベルフェーズ4に引き上げられたのに伴い、4月28日午前11時、加藤市長に新型インフルエンザ警戒レベルフェーズ4に対する緊急要請を行いました。

その内容は、1、横田基地周辺5市1町と連携して防疫体制の強化及び罹患情報の速やかな開示を求めること、2、基地内に入出入りしている日本人従業員、軍人・軍属の健康管理の徹底、3、外国人の方の転入における健康確認、4、市民に対しては福生市の新型インフルエンザに対する対策を周知徹底する、5、市民の不安を取り除き、風評被害等の発生を防ぐため、相談窓口を設置し、広報に努めること、6、福生病院と地元医師会との連携を密にすること、7、以上の総合的な対策を講ずるために庁内に新型インフルエンザ緊急対策本部を設置することの以上7項目の要請です。

これらの要請に対して、どのような対応をしていただいたのかを含め、緊急対策本部の活動についてお伺いします。

2点目に、今後の対策についてもお伺いします。

3項目目、教育行政について伺います。

1点目、スクール・ニューディール構想について伺います。

スクール・ニューディールとは、訳しますと、学校の新しい取り組みとなります。突然出てきました言葉だと私も思いましたが、国会で成立しました新経済対策に含まれておりますこの構想は、事業規模1兆円を超える大プロジェクトです。さまざまな

方面から高い関心が寄せられています。この構想が注目される背景には、世界が同時不況の局面を迎える中、中長期の成長戦略を踏まえた経済構造を変革する視点も含まれているからです。

このスクール・ニューディール構想は、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を集中的に推進しようとするもので、具体的には、公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実など、ICT、すなわち学校内の情報通信技術環境の整備をしようというものであり、予定されていた耐震化も前倒して3年間で集中的に実施しようというものです。国の新経済対策では、低炭素革命を中長期的な成長戦略の柱として位置づけています。

最先端のレベルにある日本の環境関連技術を生かす上で、太陽光発電にかかる期待は大きく、学校施設への太陽光パネル設置は、その大きな推進力ともなると期待されています。また、温暖化の防止や子どもへの教育的効果も考えられます。

学校耐震化に関しましては、特に緊急性の高いものを2年前倒しということですが、学校は、福生市におきましては既に耐震化を完了しております。

そこで、福生市は、学校におけるICT、情報通信技術環境の整備が今後の課題とも言えます。ICT技術は、今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子どもたちの教育現場にあってはならないというぐらいの意気込みで、パソコンや電子黒板の設置、各教室の地デジ対応テレビ設置など、これらを推し進め、教育環境を充実させる必要があります。また、同時に経済の活性化を図るというねらいもあり、この学校のITC化を進めていきたいというふうにも考えたいと思います。

国は21年度の補正予算で、このスクール・ニューディール構想について国庫補助分が4881億円、地方向け臨時交付金を6300億円、合わせて1兆1081億円という規模で計上しています。さらに今回は、地方負担分のほとんどを臨時交付金で賄うという、そのような予算です。この機会を生かすことで、当市の負担を最小限に抑えながら学校整備を進め、地域活性化にも役立てるべきではないかと考えます。

先ほども触れましたが、福生市の学校耐震化は完了しておりますので、このスクール・ニューディール計画関連予算を活用し、一步進めて、太陽光発電の導入やICT化に取り組めるのではないかと思います。

小・中学校での太陽光発電パネル設置や校内LANの整備、電子黒板、デジタルテレビなどの設置などの今後の取り組みについて、スクール・ニューディール構想に対応したお考えを伺います。

2点目、小中学校の各種指導補助員、適応指導補助員について伺います。

教育に関心の高い当市では、小中学校に多くの指導補助員、適応指導補助員を配置し、教育の質向上に努めております。これらの方々の活動の成果や配置の状況、また補助員は市内に限らず遠方からお見えになる方もあるようですが、通勤の状況や待遇面がどうなっているのかをお伺いします。

以上、3項目、5点について、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大野聰君） 午後２時１５分まで休憩といたします。

午後２時 休憩

~~~~~

午後２時１５分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長 加藤育男君登壇）

○市長（加藤育男君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

国の経済対策と市民生活への影響について、市民の皆様へわかりやすく周知をすべきではとの御質問でございます。

現在の未曾有の経済危機において、政府は、景気対策を最優先課題に据え、平成２０年度の第１次及び第２次の補正予算、並びに８８兆円を超える過去最大の規模である平成２１年度予算を成立し、これらを景気回復への３段ロケットとして進め、世界で最初に不況から脱出することを目指すとしたところでございます。

しかし、なかなか経済の回復基調が見えないことから、さらに政府は、経済危機対策として、１５兆４０００億円を盛り込んだ平成２１年度の第１次補正予算を編成し、先般国会で成立したことは御承知のとおりでございます。

国の第１次補正予算の内容につきましては、首相の記者会見やプレスリリースを通じ、各マスコミでも報道されておりますが、国におきましても、いまだ具体的な制度設計が固まっていないようでございます。

お話にありましたように、この補正予算に組み込まれた施策の内容は多岐にわたり、国の施策とはいえ、市民生活に直結したものも多くございます。しかしながら、市で実施する施策をまず優先に置き周知することが、市の説明責任として肝要と考えております。他の機関が実施主体となる施策につきましては、各主体の責任において周知をしていただきたいと考えているところでございます。

次に、新型インフルエンザ対策についての１点目、緊急対策本部の活動についてでございますが、今年の３月以降、メキシコ等において豚インフルエンザウイルスによる患者の発生が確認され、４月２８日にＷＨＯは新型インフルエンザの発生であると、警戒レベルをフェーズ４に格上げをいたしました。

これを受け厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症の発生宣言を行いました。

市といたしましても、新型インフルエンザに対応するため、新型インフルエンザ危機管理対策会議を設置し、国、東京都からの情報収集を確認、市民の皆様への広報等について協議をし、対応してまいりました。

さらに、神戸市で、国内での海外渡航歴のない新型インフルエンザ患者の発生が初めて確認されたことに伴い、東京都は、５月１６日に東京都感染症対策本部を設置いたしました。市といたしましても、５月１８日に対策会議から格上げした、私を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、今後の発生状況に応じて全庁を挙げて対応しております。

次に、市としての具体的な対応でございますが、申し入れをいただいた段階で既に

対策会議を立ち上げ、申し入れ内容とほぼ同一の対策を図ってきたところでございます。

申し入れの項目ごとにお答えをさせていただきますが、一つ目及び二つ目の横田基地に関しては、関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。

福生市では、これまで横田基地及び防衛省北関東防衛局などに対して、市独自、あるいは東京都と5市1町などと連携して強く要請を行ってきております。

要請内容いたしますと、感染症拡大防止のための適切かつ万全な予防措置を講じるとともに具体的な措置状況を速やかに情報提供すること。もう1点は、今後新たに陽性反応者が判明した場合には、その事実を速やかに情報提供するとともに、その後の状況についても適宜情報提供すること、などでございます。

これに対する外務省などからの回答では、米側は、日本側がとっている措置と同様の措置を適切に行っており、入国するすべての者に対する質問票の配布やサーモグラフィーによる発熱監視を行っている。当然、A型インフルエンザの陽性反応が認められた者に対しては、治療のため医療施設に隔離するなどの措置を講じ、また、日本人従業員などが新型インフルエンザに対して適切な予防策を確実に行うための教育や情報提供を行っているとのことでございます。

今後も、基地側が感染拡大の防止に向けた万全な対策を引き続き講じることとはもちろんのこと、市民の皆様が少しでも安心できるよう、具体的な防護対策などにつきまして、東京都と5市1町とも連携を図り、速やかな情報提供を要請してまいります。

なお、三つ目から七つ目までは、昨日、末次議員に御答弁申し上げましたので、一部割愛させていただきます。

まず、市民の皆様に対しての対策としては、保健所等の発熱相談センターや国の相談窓口等の連絡先や予防法などを市広報、市ホームページ、テレモ自治体情報に掲載し、市内公共施設にも掲示しております。外国人の方へも、4カ国語でのチラシにより周知に努めております。また、緊急を要する情報につきましても、速やかに市ホームページ等でお知らせをしております。

さらに、問い合わせ等に対する窓口を、5月の連休中を含む休日においても保健センター等に設置し、現在も対応に当たっております。

福生病院、福生市医師会との連携につきましても、西多摩健康危機管理対策協議会、発熱センター・発熱外来部会を開催し、保健所からの情報提供、発生段階に応じた関係機関の流れや、蔓延期発熱外来について協議を諮っております。

次に、2点目の今後の対策についてでございますが、新型インフルエンザに係る状況は日々変化していることから、市といたしましても、さまざまな想定をしながら情報収集をしていきたいと考えております。国、東京都からの決定事項及び東京都の新型インフルエンザ対応マニュアルに準じて対応し、市職員においても、BCP、事業継続計画の策定を視野に入れながら、市民の皆さんに対する的確な情報を配信し、安心した市民生活ができるよう努めてまいります。

次の教育行政につきましては、教育委員会からお答えいたします。

以上で、堀議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○教育長（宮城眞一君） 堀議員の御質問にお答えをいたします。

教育行政についての1点目、スクール・ニューディール構想について申し上げます。

この構想は、先般、国会で可決をされました国の平成21年度補正予算に、経済危機対策の一環として盛り込まれたと聞いておりますが、その内容は、世界に先駆けて低炭素・循環型社会を構築するため、学校の耐震化の早期推進、太陽光パネル設置を初めとするエコ改修の拡大、学校におけるICT環境の整備を一体的に実施するというものでございます。

この構想に基づきます当市の対応ということでございますが、現段階では補助制度の詳しい内容が明らかになっておりませんので、文部科学省及び東京都からの情報を整理しながら、その動向を注視している段階でございます。

当市におきましては、御案内のように既に学校の耐震化は完了いたしておりますので、まずは学校のICT環境の整備が対象メニューとなるものと存じます。また、太陽光発電システムの導入につきましても、CO<sub>2</sub>削減による環境負荷の低減や環境教育の教材としての活用なども考えられるところかと存じます。

いずれにしましても、臨時交付金の充当には全庁的な調整が必要となっておりまして、関係部署との協議の上、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の各種の指導補助員等についてでございますが、現在、福生市立小中学校にさまざまな人的配置がされております。小学校1年生から3年生までの全学級の国語と算数の授業を対象に配置をされております学習指導補助員、中学校でさまざまな原因から教室に入ることが困難な生徒の精神面や学習面のケアをする適応指導補助員を初め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生活指導推進員、小学校の学級の支援に入る学年・学級支援担当、中学校教育相談員、理科支援員、さらには特別支援学級指導補助員、日本語適応指導補助員、水泳指導補助員、学校生活のさまざまな場面での補助を行います学生ボランティアであるアドバイザースタッフ、そして中学校の部活動指導補助員など、これを挙げてまいりますと、現在、13種類の外部人材90名の方が市内の各学校でさまざまな支援の活動を行っております。

これらの補助員の活動は、既に福生市の小中学校にとって欠くことのできないものとなっております。ここ何年かの学校の改善の状況につきましても、学校の努力や保護者、地域の皆さんの御協力に加えて、これらさまざまな補助員が大きな役割を果たしているということができると考えております。

次に、これら補助員の皆さんの待遇面についてでございますが、補助員には、東京都の予算で配置をされている場合と福生市で採用する場合とがございます。都の予算の場合については、待遇面についても東京都から示されております基準に従っております。

市で独自に採用いたしておりますものは、学習指導補助員、適応指導補助員、特別支援学級補助員、日本語指導補助員、水泳指導補助員、部活動指導補助員、アドバイザースタッフでございます。このうちアドバイザースタッフにつきましては、学

生のボランティアとしての支援であるため、交通費程度の日当ということで、1日当たり1000円の支給をいたしております。それ以外の補助員につきましては、時給もしくは日給の形で謝礼の支給をいたしており、学習指導補助員、適応指導補助員、特別支援学級補助員、日本語適応指導補助員につきましては、1時間当たり1020円の支給となっております。また、水泳指導補助員につきましては時給1500円、部活動外部指導員には1回当たり2500円の支給となっております。これら補助員の方々に対しましては、交通費の支給はございません。

市内を初めとした近隣の方々の採用を基本として考えているところでありますが、現在90人中、27人の方が青梅市、小平市、西多摩郡、あきる野市、羽村市など市外在住の方でございます。補助員の採用につきましては、市内といった住所要件も考えられるところではございますが、基本として、人物、能力を優先して採用いたしてまいりたいと考えております。

限られた予算の中での事業ではありますが、今後、補助員の皆さんや各学校とも意見交換をしながら、人材の確保が図れるよういたしてまいりたいと存じます。

以上、堀議員の質問に対する答弁といたします。

○6番（堀雄一郎君） それでは、1項目目の国の経済対策と市民生活への影響についての経済対策の市民への周知についての再質問からさせていただきます。

マスコミの発表等はあるものの、具体的な制度設計はまだ見えてこないのも市民生活への影響を示すことはできないということですね。まだ、そのような段階だと思います。

それでは、景気対策の中でも、既に始まっております住宅関連施策についてなんですが、減税が市税にも及ぶ、例えば住宅ローン減税についてですけれども、若い夫婦が住宅ローンを借りて長期優良住宅などを建てた場合、市民の負担の軽減額はどのようになるのかを、モデルケースなどを示しながら教えていただけますでしょうか。

○市民部長（野島保代君） 住宅ローン減税の関係でモデルというお話でございますが、年収が600万円、基本的にはサラリーマン夫婦でお子様が2人、4人家族ということで年収が600万円、給与所得にいたしますと426万円ということになります。

この方が、議員は認定長期優良住宅というお話でしたが、申しわけございません、一般住宅を購入したという場合についてお話をさせていただきたいと思います。

基本的に、給与所得426万円で、社会保険料であるとか扶養控除、基礎控除、それぞれ所得税、市民税等計算式が違いますけれども、これらを行いますと、税額では所得税は10万800円ほどに、あくまでも概算でございますけれども、そのような形になります。市民税では13万2380円、これは所得割と均等割も含めてでございます。都民税では8万6420円ということで、合計で31万9600円の所得に関する税という形になってまいります。

そして、ただいま申し上げましたサラリーマン御夫婦の御家庭で、住宅ローンを3000万円借り、その年末の残高が3000万ということになりますと、税額控除可

能額はその1%ということでございますから30万円、これが、今までですと所得税の10万8000円が税額控除をされて、それでこの住宅ローン控除は終了と、その年度については終了ということになるのですが、今回の税制改正によりまして、市民税、都民税からもその所得税で引き切れなかった分を、限度額はございます、市民税では限度額が5万8500円、都民税では3万9000円、合計で9万7500円の限度額がございますけれども、市・都民税からも控除ができるということになっておりまして、このモデルケースでいきますと、控除額が19万8300円、住宅ローン控除として控除ができるということになります。そうしますと、最初の税額31万9600円が12万1300円の負担で済むというような計算になっていくところでございます。

このほかにも、従来から固定資産税の減免措置というものがございまして、一般住宅ですと3年間、これは家屋の部分だけになりますけれども、半分、2分の1が3年間減額されると、こういう形になっております。

固定資産税を例にとりますと、一般的な土地130平米、家屋が90平米ですと、家屋のつくりとかそういうものによっても税が変わってくるのでございますけれども、一応家屋が10万円の固定資産税がかかるとなると、3年間はそれの2分の1で、5万円で済むという状況でございます。

○6番（堀雄一朗君） 今、丁寧にいろいろ御説明いただきましてありがとうございます。

景気対策の減税、また消費喚起の刺激策という言葉が、さまざまところで、政治の世界でも飛び交っておりますが、市民が知りたいのは、一体幾ら負担が軽減されるのかと、要は得をするのかを知りたいと思います。その点、定額給付金は非常にわかりやすかったので、さまざま不要論を含め意見が飛び交いましたが、減税は非常にわかりにくいので、いま一つ話題にもなりにくいという状況があります。

今、御説明いただいた話ですと、若い夫婦が3000万円以上の住宅ローンの残金が生じている状況にありますと、税金がおよそ年間20万円、かつてからも減税措置あったと思いますけれども、20万円が、ことし建てますと10年間還付されますよと、それは所得税と市民税からということで。固定資産税につきましても、5万円軽減されてしばらくいきますと。その期間も、先日の議会でもありましたが、長期優良住宅については2年延長で5年間になったりというようなことが改正されましたということがあったと思いますけれども、この金額は、計算しますと、20万円ですとか5万円とか出てきますが、月当たりで計算しますと1万7000円とか、そういう金額の還付が年間を通して年末に入ってきたりするわけですね。その金額は、大変大きな金額だと私は感じます。

また、居住支援事業は月5000円、話は全然これと直接関係ありませんが、月5000円の家賃助成ということと、今、福生市は実施しておりますが、例えばこのローン減税が月1万7000円ぐらいになるんだなということがわかるのと、わからない、どこかで何だかやっているようだというのでは、ちょっと話が違うんじゃないか

と。こういうことが例えば市民にわかる、今の説明ぐらいしていただければわかるのですけれども、これも難しいかもしれませんが、こういったことも市として協力していただけないかと。そういうことが一例を挙げて紹介ぐらいあってもいいのではないかと思いますけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。これはそんなにしょっちゅうやることではないと思いますけれども、控除、確定申告のときに、「届け出をお忘れなく」では経済効果はないと思うんですね。ですので、ぜひそういうことをやっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（野島保代君） 今回の住宅ローン減税制度の延長及び拡充ということにつきましては、国土交通省では、中堅勤労者における無理のない負担での住宅取得を支援すると。また、昨今の経済情勢を踏まえ、経済効果の大きい住宅投資の促進による内需拡大の観点から減税規模の拡充を行うと、こういうふうに言っております。

基本的に、この経済効果という面からも重要な施策というふうに考えておりますので、市といたしましても、市民の皆様への住宅ローン減税を含めた税制改正、これらの周知を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、例年申告時期に発行しております「市税だより」、こちらには掲載はしておるのですが、これへの掲載はもとより、広報への掲載につきましても、その内容につきましてはわかりやすくということと、十分に協議をしながら、内容については私どもの方に一任をさせていただきたいと思うのですけれども、広報担当と協議の上、なるべく早目に実施してまいりたいと、そのように考えております。

○6番（堀雄一郎君） 住宅ローン減税についての広報については検討していただける、やっていただけるということ、ありがとうございます。市民の目線でのわかりやすい広報というのを御努力いただけたらというふうに思います。ぜひお願いしたいと思います。

また、初めに、国の経済対策やさまざまな助成策につきましては、実施主体が市とは関係ないものはそちらで広報すべきであると答弁いただきまして、確かにそのとおりだと思います。しかし、経済対策としての減税であったり、助成であったりということがありますので、市民のためになる情報は積極的に広報するというのも、市の情報提供サービスということであってもよいのではないかなと私は考えております。情報というものの価値が大変今は高く、これらを知っているのと知らないのとでは、市民生活上も経済的に大きな得失の差が出ることもあり、また消費行動にも直接影響を与えるのではないかと私は考えています。

国の補正予算の方も、今日の段階では、まだ詳細は具体的にどうなっていくのかについて、市の方にまでまとまっては来ていないということでしたが、さまざますべてが大体明らかになってきた段階で、現在、国を挙げてこの経済危機を乗り切ろう、この不況脱出を図ろうということでさまざまな手を打っていますということで、市民生活に直結するものすべては載せ切れなくても構わないと思いますが、例えば中小の事業者向けの施策これらがありますとか、自動車の関連施策こんなことも今行われていますとか、住宅関連施策などとまとめて市民のために広報していただくようなことを、

私は現時点では要望させていただきたいと思います。市民生活が豊かになって市税にもそれが行く行くは返ってくるということを考えて、この点については要望させていただきたいと思います。

続きまして、2項目目の新型インフルエンザについての再質問に移らせていただきます。

1点目、緊急対策本部の活動についての答弁をいただきました、福生市議会公明党の申し入れ7項目にはおおむねすべて対応いただいたということがわかりました。まことにありがとうございました。

また、ゴールデンウィークの最中でもありましたが、職員がインフルエンザ対応に途切れることなく市民への問い合わせ窓口確保等に努められ、不眠不休とまでは言いませんが、情報収集にも幹部職員の方も当たられたことと思います。その共有までしっかりと行われ、的確に処理し、市民へ最速で最善の広報に御努力されたのではないかと思います、その点敬意を表させていただきます。

私は、市がしっかりと確認をとった正確な情報を流していくこと、さらに基地へも繰り返し要請すること、テレモの活用やファクス、市の広報など、さまざまに有効にタイミングを逃さず活用していくこと、今後もうこういうことが大事なのかなと今回感じた次第ではありますが、今回の対応の中で重要だった点、また今後も重要と考えられている点というのは、何か明らかになった点などはないか。また、既に問題点が出てしまったことなどもあるのかもしれませんが、現時点での、まだこれからインフルエンザ対応については、終息とはいえ、また似たような展開をすることもあるかと思いますので、現時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（野崎隆晴君） それでは、これまでの対策会議あるいは市長を本部長とする対策本部の中で、特に重点的に対応した事項といたしましては、国あるいは東京都からの情報、この情報につきましては、特に福生市民に直結する情報でございますが、この情報を正確な福生市の情報として福生市民に対しいかに迅速に伝えられるか、あるいは福生市民がいかにしたら混乱をせずに日常生活を維持していけるのかといったことを重点に置いて対応をしてまいりました。

その具体的な対応でございますけれども、市長答弁にもございましたが、特に福生市民に影響が大きいと思われる事項の市民の皆様への情報の発信でございまして、例えば5月20日から22日までの3夜連続で、八王子市、目黒区、三鷹市と都内在住の方の感染が確認をされたところでございますが、この時期は都内での感染の拡大が予想されまして、市民の皆様の不安も大きかったことと思われ、また、私どもといたしましても大変緊張した時期でもございました。

こういった情報につきましては、テレビ報道等の報道がいち早く報道をされまして、その後に東京都から正式な連絡としてファックスで送信がされてまいりますが、その正式なファックスを待ちまして議員各位へのファックスによる連絡、あるいは市民の皆様へのテレモでの発信、あるいはまたホームページの掲載等、できる限り迅速に福生市の正確に確認をした情報として発信をしているところでございまして、ケースに

よりましては夜中の１２時過ぎになってしまったこともございましたけれども、これは東京都からの正式な連絡を待っての対応でございましたことから、御容赦をいただきたいと存じます。

その発信内容といたしましては、特に市民生活に影響があると思われる内容を抜粋して掲載をいたしておりますが、都内での発生に際しましては、東京都の対応として、学校や保育園等の休校や休園は特に要請しない旨、あるいはイベントの自粛等も特に行わない等の市民生活の内容を掲載したところでございます。

また、このほかにも、福生市として特に関連が深いと思われる横田基地関連の情報、あるいは初めて国内感染が確認をされました際の都知事コメント、また発熱相談センターの開設内容、日常生活の注意点等々、対策本部といたしまして、全庁一体となって対応をしているところでございます。

今回、新型インフルエンザへの対応といたしましては、国としての役割、あるいは東京都としての役割、そして福生市としての役割と、それぞれの役割があるわけですが、福生市の対応といたしましては、市民の皆様への迅速な情報提供を中心に福生市民に関する情報を重点に実施をいたしておりまして、今後につきましても状況の変化に対応しながら、こういったことを中心に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○６番（堀雄一朗君） わかりました。特に福生市民に影響が大きいと思われる事項の情報発信が第一と考えたとのことですが、まさにそこが福生市民としては大切なところかなと今回も感じました。市民にとっては、テレビを見て得る情報も大事なんです、具体的に身近な生活でどう対応したらよいのか、福生市は基地も近いし大丈夫か、相談先はどこにあるのかななどの情報を欲している方が多く見られました。また、そういう相談が実際に私の方にも来ました。

マスコミは、事件を流す一方で、安全な対応策や連絡先などの情報はほとんどその時点では流さないか、あるいはかなりおくらせてそういう整理がされることがあるというような形に私には見えました。市民は注意を喚起されたままで、その後どうすればよいのか全く不安な状況に置かれるので、市からの情報提供というのは非常に大切だと感じております。

ホームページの活用やテレモ自治体情報の活用はされたと思いますけれども、メール配信サービスのような即時性のある情報伝達手段は有効なツールだと思います。防災に関連する広報の際、これから防災に関連する広報などが今後も行われると思いますけれども、定期的に、改めてテレモ自治体情報がどう活用されるのかを紹介するとともに、市民へ登録方法をお知らせしていくような、そういうことを一度やられたと思いますけれども、再度そういうことを行っていく必要があると考えます。この点はどうでしょうか。その点、またぜひ積極的に活用方法を考えていただきたいと思いますが、その点を御質問させていただきます。

○総務部長（野崎隆晴君） ただいま御指摘がございましたメール配信サービスにつきましては、常日ごろから、火災発生の際のお知らせを初めといたしまして、不審者

情報、あるいは今回の新型インフルエンザに伴う対応等、安全安心に向けた情報発信として極めて有効なツールであると、そのように考えております。このことを踏まえまして、少しでも多くの市民の皆様が登録をしていただけることで、より迅速で正確な情報が共有できることとなってまいります。

したがいまして、今後につきましても、各地の防災関係等の会議や、あるいは出前講座等を利用して、また市の広報紙、あるいはホームページにおきましても、その登録の拡大を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○6番（堀雄一朗君） わかりました。では、この広報手段の活用ということに当たっては、さまざま全戸配布される広報なども含めありますが、今回のホームページを印刷してマンションの掲示板に張ってあるようなところも、自主的にそのようにされたところもあったそうです。私も一つ見させてもらいました。そういうことでは、今議会でもさまざまなホームページの活用についての質問等もあり、また議員も注目しているということもあり、ホームページの活用というのは非常に有効な手段になってきているんだなということを重ねて確認する議会だったとも思います。

また、メール配信サービスについては、むやみにこれは便利だと言って次から次へと流し込むようでは、この価値が下がってしまいますので、非常に正確性を期しながら必要な情報の整理をされるという作業が大事になるかと思えます。

今後、また幹部職員の皆様が連携されるとか、いろいろな点がこの情報の提供の仕方については効果的な活用法について研究されると思いますけれども、ぜひ上手に活用されていかれることを要望いたします。

続きまして、3項目目の教育行政についての1点目の再質問に移らせていただきます。

スクール・ニューディール構想についてですが、学校に太陽光パネルを設置した場合、その規模と費用、1校設置した場合のCO<sub>2</sub>削減の効果について、例を挙げて、既に実施しているところが全国的には結構な数あるということです。数字でわかりますでしょうか、教えていただきたいと思えます。

○教育次長（宮田満君） スクール・ニューディール構想につきましの御質問でございますけれども、太陽光パネルの設置でございますが、法定点検の必要のないメンテナンスの軽微な発電能力が10キロワットの太陽光パネルを設置した場合でございますが、設置面積は約75平方メートル、畳45枚分ほどの場所を確保する必要があります。重量は3トン程度になります。費用につきましては、パネル本体と太陽光エネルギーを学校内の電力として使用するために必要な機器を合わせますと、1400万円から1500万円ほどとなります。

発電する電力量でございますが、40ワット電灯で約50本分を賄うと言われております。年間1万2000キロワット・アワーでございます。当市の学校の年間消費電力量は、小学校1校当たり16万4862キロワット・アワーでございますので、消費電力のうち7.3%程度が1校当たりこのシステムで賄えることとなります。

そして、CO<sub>2</sub>の削減効果でございますが、二酸化炭素の排出量削減量に換算いた

しますと、年間で約5トンの削減となります。この5トンは、市民1人分の年間排出量に当たると言われております。

○6番（堀雄一郎君） 今のお話でわかりましたが、その効果的というのは、10キロで、意外と大きい45枚分の畳と、かなりの面積もとるということもわかりました。

実際に、1400万円かけてこれまでやってきた学校があるということで、この例が出たんだと思うのですけれども、恐らくこれではなかなか進まない。これが日本の太陽光発電がなかなか進まない理由だと思うのです。ただ今回、この予算につきましては、太陽光パネル設置に関しては特別補助が出るということで、国の国庫補助は通常どおり半分、地方への臨時交付金は45%、そして地方債2.5%、地方自治体負担2.5%というような計算をしているようです。そうしますと、1校当たり1400万円から1500万円ということで、一つやってもその発電量を余り期待するのは難しいかもしれませんが、10校で1億5000万円、とんでもない数字と感じるかもしれませんが、市としては750万円でもいいよと、そういう予算だと、実際に計算するとなるのかなと。

福生スクラム・マイナス50%事業、CO<sub>2</sub>削減ということで、こちらの事業との兼ね合いもよく考えていただいて、福生市のCO<sub>2</sub>削減の目標12万トン以上あると思いますので、どこでそれをやるのかということの一助に大いに役に立つのではないかとということで、ぜひこの予算、こんな交付金制度というのはなかなかないと思いますので、活用してみてもどうかというふうに私は要望させていただきたいと思います。この規模、その他については、今後御検討いただいた上で調整いただけたらというふうに思いました。

では、次の質問に移らせていただきます。

2点目の小中学校の各種指導補助員、適応指導補助員についてですけれども、これは今お聞きしたら13職種ということで、お聞きしていてもかなり多くあって、また謝礼であったりとか、都の基準でお支払いになっていたりと、交通費はなかったりと、あるいはボランティアだということで1000円という話になったり、いろいろなものが含まれているようです。

ただ、これについては活動の成果があるということで、今後も大事なのではないかなと思うのですけれども、私も例えば交通費が出ないというのは大変じゃないかと言われると、そういうことがあったんですね。遠くから、たった1時間でも来てもらいたいというようなときもある。また、さまざまなその人の能力をどうしてもお願いしたい。あとは、人脈に頼るしかないという状況もあったりして、遠くからでも来てもらっているということもあるようです。

かなり複雑になっているようですので、今後はそれらを含めて少し、市でもこれからこういう事業続けていくと思いますので、何か有効な活用法というか。ちょっと聞いた話では、こちらの学校では例えば英語に関連する補助員がいらっしゃる、しかしこちらの学校では、例えば副校長先生なんかが、英語は教師ができるんだからそんなことは必要ないだろうということで、補助員は使わないですとはっきり言われたりと

か、一方でどっちかではあったりするということが起こったりしているのも現実に見ました。

ですので、連携はほとんどとられていないのではないかと思います、今後のあり方について、何か検討されている点はないのかということをお聞きしたいと思います。

○参事（川越孝洋君） 学校に配置をいただいておりますさまざまな補助員に關しましてというところでございますけれども、福生市の小中学校に配置しております補助員については、先ほど教育長答弁にありましたように、13事業にわたっております、大変充実した配置ができていますものと思っております。

ただ、その事業の内容等のすみ分けとか、さまざまちょっとわかりにくいことが外から見ているとあるという御指摘も認識をいたしているところでございます。

ただ、私どもといたしましては、いつも申し上げておりますように、生徒の実態認識を起点にした学校づくりといったような点からいきますと、こういう人的配置を減らす方向では考えられないと思っております、何とかこういった体制の維持をお願いできないかというふうに考えているところでございます。

さまざまな事業としての人材配置をどういうふうにまとめていくかといったところにおいては、専門性だとか、あるいは資格だとか、経験を有する職務内容等がありますので、より単純化することについては慎重にしていかなければならないと考えております。

ただ、職務内容の類似性のあるものについては、やはりまとめていくことはできるかなということで考えております。

長期的に、例えば特別支援学級の補助員等より高い専門性を要求されるものについては、なかなか求めていくことはできないわけですが、先ほどの学校間の連携だとかといったところでそういう情報の活用ができないかといったような御指摘でもございますので、昨日も答弁させていただいておりますように、例えば学社融合の初期段階ではありますけれども、拠点として学校に進めようとしております学校地域子ども支援室、これは仮称でございますが、例えばそういった機能を生かしながら学校間の情報の連携を図ったりしながら、人材を充実した活用が図れるのではないかとといったようなことも考えておまして、そういった補助員活用の組織づくりといったような点で、そういったことも視野に入れながら、今後、一人一人の児童に行き届いた教育、あるいは学校運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（堀雄一朗君） わかりました。これからさまざま、こういった人材活用については、ボランティアがいたり、あるいはボランティアでもない、謝礼だけは差し上げていますとか、いろいろあると思うのですが、さまざま矛盾をはらみながらも、いろいろな意見が、逆に私どもお聞きしたりもするのでございますけれども、本当にそれは大事な、大事な人材活用だとも思いますし、地域間連携ということを考えてよい形を模索していただきたいなど。そして、予算のときなんか、議員の方でも考えていくときに、このお金がどうなっているのかということが不明という中ではなかなかやりにく

いので、外から見ても、市民から見ても、そういうことでこれは活用されているんだなということがわかってくるような形にしていっての方がよいのではないかと私はちょっと感じておりますので、また何よりも子どもたちを第一に、また働いている人たちも、非常にこれは充実感を持った仕事です、あるいはお手伝いだと感じていただけるような体制づくりをしていただけたらというふうに要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聡君） 午後3時15分まで休憩いたします。

午後2時57分 休憩

~~~~~

午後3時15分 開議

○議長（大野聡君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番原田剛君。

（7番 原田剛君質問席着席）

○7番（原田剛君） それでは、御指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、高齢者福祉について、女性の健康支援について、子育て支援についての3項目についてお聞きしたいと思います。

それでは、1項目目、高齢者福祉について、1点目、介護拠点の整備について。

国会では、5月29日に平成21年度補正予算が成立されました。その中には、介護基盤緊急整備等臨時特例交付、仮称でございますが―――による介護拠点等の緊急整備の予算も予定されております。目的は地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存の市町村交付金の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じ介護拠点を緊急に整備するというところで、事業規模、合計で約2495億円、3年分となっております。

東京都でも特別養護老人ホームについては、整備率の低い地域の都用地や区用地を活用して定期借地権設定に伴う一時金の助成などを実施し、3年間で7000人ふやしてまいりますと。そしてまた、地域で安心して在宅療養が受けられるようにしますということで、小規模多機能施設、ショートステイ、デイケアなどの機能を持つ施設でございますが、それを3年間で200カ所設置しますということで、このような東京都でも方向性が示されております。

今回の臨時特例交付金の中で、市町村交付金の拡充により対応する介護拠点ということで、小規模、29人以下ということで、特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など緊急整備する予定となっております。この介護拠点についてどのように考えておられるか、市の考え方と取り組みについてお願いしたいと思います。

次に2点目として、介護従事者の処遇改善について。

平成21年度補正予算には、介護職員処遇改善交付金もあります。これは21年度

介護報酬３％アップということによって介護職員の処遇改善を図ったところではありますが、他の業種と賃金格差をさらに縮め、介護を確固とした雇用の場としてさらに成長していけるように、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を行うことにより介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととするということで、事業規模としては約３９２３億円ということで予定されております。

例えば、身体介護３０分のために自宅から往復１時間かけて仕事をして、そういった事業所としてヘルパーに支払われるのは３０分の身体介護に見合うだけの賃金、また、中にはヘルパーによっては車を持ち込みということで、介護のために八王子市まで行かれているというヘルパーもいらっしゃるようです。

このような現状の中で、在宅介護ヘルパーの待遇改善どころか、人材の流出を食い止めることはできないということで、２００７年の介護職員１年以内の離職率ということで２１．６％、全産業の平均１５．４％を上回っていますということで、これは報告されたところではありますが、そういったところからも、今回、介護従事者の人材確保のため介護従事者の処遇改善に関する法律が施行された。

当初、介護報酬改定によりヘルパーの待遇改善として２万円上がるなどと言われておりましたが、最終的には介護報酬はサービス提供の対価として事業者を支払われるため、どう使うかは事業者に任されており、事業者の規模や経営状況によって変わるという問題があります。それで、事業者が自主的に待遇改善、処遇改善の取り組み情報公開や、保険者、市町村に対してですけれども——による検証も求められるところであると思います。実際、福生市において、介護従事者の処遇改善どのようになったか、状況はいかがでしょうかということでお伺いしたいと思います。

次に、要介護認定の方法の見直しについてということで、２００９年度から介護認定について、一次判定の調査項目が７群８２項目から見直され、５群８項目減の７４項目になりました。要介護認定事務において、介護項目の削減は、認定調査の負担軽減するものとして肯定的に私はとらえておりますが、当初、認知症の判定項目にかかわる７項目の中から、褥瘡——床ずれですね。それから幻視・幻聴などということで、１４項目が、二次判定で医師の意見書を考慮して確認できるとして外されました。そして、新たに「話がまとまらず会話にならない」とか「簡単な調理ができる」などの６項目が追加されることになり、最終的には、各団体からの意見等もあり、認知症に対応できないとして削除した項目を復活させて、最終的には７４項目、こういったことになりました。

この一次判定による項目減でございますが、介護の調査員と主治医のみが、申請者を目の当たりにして審査に必要な情報を収集します。よって、申請者の情報を極力正確に審査委員会に伝達すべく、調査書や意見書がまとめられることが必要ですが、７４項目の基本調査だけで正確に伝達することが容易ではないし、選択に迷う場合や、明らかに介護が不足していると考えられる場合には、その状況の特記事項として記録することが適切な対処方法となっております。

特に認知症に関しては、削除された項目が多く、介護が下がるのではないかと懸念

されたところでございますが、認知症の方を含めて、今回4月からスタートしたばかりですが、要介護度が下がったような事例があったかどうか、その状況を伺いたいと思います。

そして、4月から新たな要介護認定の方法でスタートして、4月17日には厚生労働省の老健局老人保健課から介護保険最新情報が出され、その内容は、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置についてということで出ました。これは、要介護の更新認定を受ける場合、申請前の要介護区分、要介護状態区分とすることを希望するかどうか、申請前の介護度に戻すことを希望するかどうかを調査するもので、申請者の意思を確認するものです。今回の介護認定方法の改定で、更新認定を行う場合に軽度と判定された場合、今まで受けていた介護サービスが受けられなくなるということで、現場での混乱を防ぐために、暫定的にサービスを維持しようということで今回出された通知でございます。これに対して福生市としてどのように対応されているか、お伺いしたいと思います。

次に、4点目として、介護と医療行為について、どこまでが介護でどこからが医療行為かというのを、単純に一線を画すことは難しいことですが、行為の義務、責任などを明確にする必要から、原則は一線を画すことが医師法によって決まっております。

ところが、最近、高齢社会に伴い、現実的視点やマンパワーの不足、コストの問題から、ヘルパー介護福祉者が医療看護職とともに連携して医療行為を行わなければならない現状が出てきております。そういったことから、平成17年に厚生労働省から医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈についてという通知で、医療行為の見解が出されました。

今まで、体温計で体温をはかることや自動血圧測定器等で血圧を測定すること、また、つめ切り、耳あかを除去すること、あるいは市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器等を用いて浣腸すること、これが医師法によってできないことになっておりましたが、この見解が出されたことによって、ヘルパーでもできることとなりました。

しかしながら、介護福祉者、ヘルパーが向き合う医療行為として、次のようなものがまだ問題として残っております。褥瘡の処置ということで床ずれの処理、患部の清掃、消毒、ガーゼ交換また吸引、口や鼻、のどからたんなどを吸引すること、胃ろう経管栄養の一種で、わき腹からチューブを胃に入れ、直接1日3回程度栄養を入れる方法、こういったことに関しては、まだ問題として残っております。

そういった中で、医療側は、胃ろう等は食事とみなし介護の中でやってほしいなどということから、ところが、ヘルパーでは医療行為だからできないということ、また、家族ならば同じ処置をしてもいいことになっております。これは、家族が本人に準ずるとされているからです。そういった意味においては、介護現場において医療行為について困っていることがあるのではないかとということで、福生市の介護事業者等のこういった医療行為についての状況等についてお伺いしたいと思います。

次に、2項目目、女性の健康支援について、女性特有のがん対策についてでございます。

平成21年度補正予算で安全安心のための施策推進とあり、その中に女性特有のがん検診に対する施策支援として216億円、これは4月14日時点での案でございますが、検診の重要性を訴えた公明党の主張が実り、厚生労働省は、今年度乳がん検診、40歳から60歳までの5歳刻み、また子宮頸がん検診、20歳から40歳までの5歳刻みで行う支援策が盛り込まれ、管内のがん検診対象者の台帳整理、その通知及び検診手帳、検診無料クーポン、受診案内作成の上、管内の対象者の個人宅に送付となっています。

日本では、年間1万1000人、これは2007年の情報ですが、乳がんで亡くなっております。日本対がん協会の塩見理事は、乳がんは乳腺にできる悪性の腫瘍で、2センチ以下でリンパ節などほかに転移がない、早期の場合には90%以上の治癒が期待できるため何よりも早期発見が大切です。最もかかる率の高いのは40代後半ですが、子育て真っ盛りの多忙な世代であるため、受診率が高くないと言われております。協会としても、ピンクリボン運動などで積極的に展開しても、2007年受診率は20.3%と低いのが現状だそうです。

また、子宮頸がんについては、世界でも2番目に多く、日本では年間8000人発生し、年間2500人が亡くなっているという現状があります。子宮頸がんは、定期的のがん検診を受けること、また予防ワクチン———今現在承認待ちでございますが、それによって100%予防できると言われております。

それで、乳がん、子宮頸がん検診の受診率は欧米では8割から9割、それに対して日本ではわずかに2割から3割という現状です。今回、平成21年度補正予算において実施予定の女性の特有のがん検診について、本市ではどのような考えで取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

また、2点目として、検診機関の地域連携について。

これが進み出すと、検診受診率を高めるために、希望するどこのクリニックでもクーポン券を利用できるよう、市区町村の壁を取り払うことが示されております。厚生労働省の施策案には、近隣市町村の検診機関の連携、また利便性として、土日、夜間の受診対応強化、マンモグラフィー検診車の活用、そして平日働いている人たちのがん検診受診率をアップさせるために土曜、休日がん検診の体制の整備等も入っております。検診機関の土日、夜間の受診対応の強化や近隣市区町村の連携、これについてどのように取り組んでいくか、お伺いしたいと思います。

次に、3項目目として、子育て支援について、学童クラブについてお尋ねします。

学童クラブとは、児童が学校の放課後に帰宅して、保護者が勤めているなどのため家庭で適切な監護を受けられない小学校1年から4年生までの児童を対象に、遊びや生活の場を与えてその健全な育成を図る事業ということで、下校時から午後6時までの間、学童クラブを生活拠点として、いろいろな遊びを通して物事に対する意欲、生活態度の形成、子どもたちの自主性や社会性、創造性を担うことを目的としていますと書かれております。

学童クラブの開設日、開所時間ということで、月曜から金曜まで下校時から午後6

時まで、また土曜日は午前8時半から午後6時までとなっております。また、春、夏、冬の学校の休みの期間中においては、午前8時半から午後6時までということになっております。

保育園では時間延長制度がありますが、保育園から小学校に上がってくると、現在、田園、熊川、武蔵野台児童館では学童保育の時間延長ということで行われておりますが、7カ所の学童クラブでは延長が行われていないといった状況です。お母さん方からは、保育園児と児童で1歳しか変わらないのになぜ延長がないのと言われるような形で、同僚の堀議員のところにも同様の要望が寄せられているそうです。

それで、福生市の学童クラブで、時間延長について、3児童館では行われておりますが、その利用者の方の利用状況と時間延長についての今後の取り組みについて伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問です。よろしくお願いいたします。

(市長 加藤育男君登壇)

○市長(加藤育男君) 原田議員の御質問にお答えいたします。

高齢者福祉についての1点目、介護拠点の整備についてでございます。

現時点では、国の補正予算の詳細が明確ではございません。補正予算の中には、介護分野における経済対策として、地域の介護ニーズに伴って地域密着型のサービスも整備を進める考え方もあり、平成18年度の介護保険法改正で制度化された地域密着型小規模多機能型居宅介護施設にとどまらず、新しいタイプの小規模特別養護老人ホームなどという考え方も出てきているようでございます。今後、速やかにその内容を確認し、市としても対応ができるかどうかを検討してまいりたいと考えております。

ただし、福生市における介護拠点の整備は、基本的には、ここで策定をいたしました平成21年度から平成23年度を対象とした福生市介護保険第4期事業計画に基づきまして、その整備に努めていかなければならないと考えております。今後は、利用者の状況、国や東京都の動向なども考慮し対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目の介護従事者の処遇改善についてでございます。

近年の介護サービスをめぐっては、介護従事者の離職率が高く、人材の確保が困難であることなどから、本年の通常国会で介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律が成立し、その内容は、介護報酬を平均3%改定するものでございます。

まだ、改定から余り日数が経過しておりませんので、福生市の全体的な評価などができる状況ではございません。しかし、事業所にお聞きいたしますと、各標準的なサービス利用者のサンプリング的な調査を行った結果では、収入増との傾向が出ているとのことでございます。

ただし、問題は、事業所から介護従事者へ適切な賃金が支払われるかでございます。国においては、社会保障審議会介護給付費分科会において調査実施委員会が設置されております。今後、今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかを検証することとしております。市といたしましても、法の趣旨に照らして、適正に

介護従事者等の処遇改善が行われるよう事業所に要請してまいります。

次に、3点目の要介護認定等の方法の見直しについてでございます。

福生市での要介護認定の調査項目等の変更に伴う1次判定結果において、要介護度が下がった方の件数でございますが、更新申請者115人中、10人の方が1次判定の要介護度が下がっております。

なお、現在のところ、国や東京都段階の集約結果は出されていない状況でございます。

次に、福生市の対応でございますが、他の市町村と同様に、厚生労働省通知に基づき対応することといたしました。また、新基準に基づいた認定を行った上で、認定審査会の判定が今までの要介護度と異なる結果となった場合、経過措置により今までの要介護度のまま実施しております。この希望調査は、4月1日以降更新申請された対象者全員に行っております。

次に、4点目の介護と医療行為についてでございます。

厚生労働省通知においては、医療機関以外で行われる高齢者や障害者の介護の現場で、判断に迷う事例が示されております。直接現場で働く介護従事者には難しい判断が求められることもございますが、基本的には、市内介護事業者は医療行為を行っていないものと認識しております。

そのためにも、介護認定の段階では、医療行為が終了し、症状固定となったことを主治医意見書や認定調査で確認した上で介護サービスを開始するものでございます。ケースにもよりますが、介護サービスが始まっても日常的に医療行為が必要となった場合には、医療へ移行することとなります。また、医療行為が必要で症状が固定化された方は、訪問看護サービスの利用を図るなど、多様なサービスの利用により安心できる在宅生活をお過ごしいただけるものと考えております。

次に、女性の健康支援についてでございます。

1点目の女性特有のがん対策についてと2点目の検診機関の地域連携については、相互に関連がございますので、一括して答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

我が国のがんによる死亡者数は年々増加し、1981年には死亡原因の第1位となり、現在に至っております。

女性特有の主ながんといたしましては、乳がんと子宮頸がんがございます。現在、市では、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、乳がんにつきましては、40歳以上の女性で、視触診とマンモグラフィー2方向併用による隔年受診で実施いたしております。受診者は、平成18年度が493人、受診率3.0%、平成19年度は604人、受診率3.7%、平成20年度は571人、受診率3.4%でございます。子宮頸がんの検診対象者は、20歳以上で、こちらも隔年受診で実施いたしております。受診者は、平成18年度は712人、受診率2.9%、平成19年度は725人、受診率2.9%、平成20年度は723人、受診率2.9%でございます。

御指摘の国の平成21年度補正予算において、女性特有のがん検診に対する支援として、一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担分を免除する無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付することにより検診受診率の向上を図ること、さらに検診機関についても近隣市区町村間での地域連携なども盛り込まれると聞いております。

そこで、市はどのような考え方で取り組んでいくのかとの御質問でございますが、今の時点では、国の補正予算の内容が明確に示されておりません。今後、国及び東京都からの具体的な説明などの内容を十分把握いたしまして、庁内での検討を経て、一定の対応策を考えてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援についての学童クラブについて申し述べさせていただきます。

現行の学童クラブの開所時間につきましては、月曜日から金曜日までは小学校下校時から午後6時まで、土曜日や学校休業日及び学校行事に伴う振替休業日は午前8時30分から午後6時までとしております。平成19年度からは、児童館3館に併設する学童クラブで指定管理者による自主事業として時間延長を開始し、午前では30分延長し午前8時から、午後では1時間延長し午後7時までとしております。

この時間延長の利用状況でございますが、平成20年度の3クラブをまとめた利用者数で申し上げますと、午後6時から7時までの定期利用で延べ77人、午前8時から8時30分と午後6時から7時までの不定期利用で延べ441人、夏休みの午前8時から8時30分の定期利用で延べ21人、春休みと冬休みの午前8時から8時30分の定期利用で延べ39人、合計では延べ578人となっております。

これを平成19年度と比較いたしますと、定期利用では57人の減、不定期利用では52人の増、夏休みの定期利用では5人の減、春休みと冬休みの定期利用では3人の増、合計で7人の減となっております。定期利用が減となったことから、利用料金収入は年間で44万1700円、平成19年度との比較では10万4400円、率では23.6%の減となっております。

また、残りの七つの学童クラブは、社会福祉協議会に運営を委託し、通常の開所時間としております。平成20年2月には、社会福祉協議会が利用者を対象に時間延長の希望調査を行い、その結果からは、定期利用で約16%の希望がありました。しかし、利用料により考えたいとの意見も多くあり、継続的な利用者数の見込みが難しいことやコストの面などから、自主事業での時間延長は実施していないところでございます。

次に、今後の取り組みについてでございますが、平成21年度には社会福祉協議会で利用希望調査を実施しておりまして、調査に当たり利用料金を明示したこともあり、定期利用では約4%の希望で、希望者の多いクラブでも月4人にとどまっております。

コストの面ではなかなか難しい状況でございますが、このことを踏まえながら、実施が可能かどうか、社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上で、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（原田剛君） 御答弁大変ありがとうございました。

それでは、これから一問一答方式で再質問させていただきたいと思います。

1 点目の高齢者福祉について、介護拠点の整備についてお聞きしたいと思います。まだ、補正予算内容は示されていないということで、なかなか難しいところがあるかと思っています。

そのような中で、平成20年の福生市高齢者障害者生活実態調査でございますが、これによりますと、その調査結果まとめということがございまして、その中で、介護保険施設や医療機関への入所申し込みをしている割合は、約1割ということで52人、そのうち半数は介護老人福祉施設ということで、特別養護老人ホームへの入所を希望しております。このアンケートといいますか、調査からいきますと、小規模特別養護老人ホームや小規模老人保健施設の今後の計画の必要性があるのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

また、第4期介護保険事業計画、これによりますと、認知症のグループホーム、これの提供見込みについて、平成18年度から20年度まで144名ということであります。また、21年度から22年度にかけても144名ということで、そのまま推移するような提供見込みということでございますが、これが平成23年になりますと204名ということになっております。今後、認知症の高齢者の増加が、そこに書かれておりますが、高齢者の増加が見込まれるため、利用者のニーズ、介護事業者の動向を把握しながら整備を進めていきますとあります。今でも認知症の方というのは増加傾向にあるのかなと実感的に思っておりますが、21年度から23年度、3年間として、そういった段階的に計画する必要があるのではないかとということで、これもお伺いしたいと思います。

また、同様に小規模多機能型居宅介護の提供見込みについて見ましても、18年度から20年度ずっとゼロ、ゼロ、ゼロで来ておりまして、21年度、22年度もゼロ、ゼロとなっております、23年度に120ということで、提供見込みがふえるということで、住みなれた地域での需要が高まるのではないかとということでありますが、この辺も23年度に急速な整備がされるような形に見受けられますが、その辺段階的な計画を進める必要があるのではないかと思います、その辺をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、高齢者福祉につきまして、まず介護拠点の整備について再質問にお答えさせていただきます。

まず、小規模特養、あるいは老健施設の必要性、今後計画をする必要性があるということでございますが、介護保険制度における介護施設の拠点整備につきましては、基本的には、市長答弁にもございましたが、ここで策定をいたしました第4期介護保険事業計画、これを第一義に私どもは考えてございます。

第4期の事業計画の理念といたしますところは、基本としては、住みなれた地域で生活し続けると。いわゆる在宅福祉の在宅サービスの充実、さらには平成18年度に大きく取り組まれた地域支援事業、介護予防であるとか地域包括支援センターといったようなことになろうかと思います。こうしたことを基本として、福生市における介

護施設等の拠点整備を進めていきたいと、そのように考えております。

したがいまして、表現がいいかどうか別といたしまして、今回の補正予算でどういったものが対応できるかということももちろんございますが、いわゆる補助金ありきで施設整備をとというようなことは極力避けていきたいなど、そのように考えております。

と申しますのは、つくった第4期の事業計画、これはいわゆる居宅施設、地域密着型の居住系も含めて、その利用推計を見込み、その結果によって介護給付費が見込まれておるわけでありまして。これは、当然のこととして介護保険料に大きく影響いたしますので、この計画を大きく逸脱するということになると、介護保険料そのものに影響を大きく及ぼすということにもなりかねないと、そのように考えております。

それから、次の認知症のグループホームが23年度からはふえるよということになってございますが、これまで認知症のグループホームは、過去第3期の実績を見ましても、この144人と申しますのは年間延べ人数でございまして、月にいたしますと12人でございます。現在も、やはり12人という利用状況になってございます。したがいまして、市内にグループホームは今のところ1カ所、ワンユニット、9人ということになってございますが、残り3人はどこに行っているのということになります。これは近隣等にお世話になっているケースでございます。

したがいまして、急激に増加をするということは今のところ考えられませんが、少なくとも第4期の事業計画においては、もうワンユニットというようにところを23年度に推計をさせていただいたというところがございます。

それから、小規模多機能型の介護施設でございすけれども、これにつきましても今までの実績はずっとございせんでした。ただ、第4期の計画を策定する中では、こうした小規模多機能型の必要性は十分私どもは認識をさせていただいております。ただ、実際にこれは事業参入をしていただける方に大きく左右されるということになります。ところが、なかなかこの参入をしていただける事業者がいらないというのが地域の実態であると、そんなようなところを感じております。

したがいまして、第4期の事業計画の中では、小規模多機能型を3年間の間に1カ所を整備する必要があるのかと、そのようなことで23年度ということで一応計画整理をさせていただいたと、そのようなことで御理解をいただきたいと思ひます。

○7番（原田剛君） 御丁寧にありがとうございました。

23年度までに、グループホームとしてはワンユニット、また小規模多機能型の方も1カ所ということで計画されているということでございます。

では、要望でいきたいと思ひます。第4期の福生市介護保険事業計画というもので、多くの方が時間と労力をかけて作成されたもので、今後3年間の市の介護事業の方向性をつける重要な計画書であると思ひております。この介護事業計画を立てるときには、このような21年度の補正というか、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金という話は一切なかったものと思われまひす。また、計画にもそういったものが盛り込まれることはなかったことではございけれども、しかし、国の方でも都の方でも計画と現状の違い

からということで方向性が出てきておりますので、この第4期の福生市介護保険事業計画というのを重視しつつ、またそのニーズに合わせて実施計画をつくっていくことも重要でないかと思えます。

また、繰り返しになりますけれども、特別養護老人ホームに入所待ち、希望されている方もいらっしゃいますし、ここでおもしろかったというか、このアンケート調査の中で「おっ」と思ったのが、本人の希望として、どこで介護を受けたいとお考えですかという質問に対して、トップが特別養護老人ホームということで40.7%あったということで、そしてまた、次に在宅で11.5%となっている状況で、本来自宅で生活したい、このような思いで高齢者は生活されていると思えますけれども、ただ、若い世代に迷惑かけたくない、そういったことから自分でも入所を希望しているのかなと、そういったことがうかがえました。そのような高齢者に対して、地域で支援していくという、そういった環境を整えることも必要ではないかと思えます。

また、認知症の方に対してですけれども、生活する上で一番事故というのが心配で、行方不明になるとかそういったこともそうですけれども、火災などを起こして近隣の方が事故に巻き込まれるということも心配されることであります。今後も認知症の方はふえるであろうと書かれておりますので、そういった事業計画の中でまた柔軟に対応していただければという形で、福生市に住む市民の方が安心して年をとって、御家族が活力ある生活ができるように対応していただきたい、そういった市民サービスを第一にお願いしたいと申し上げます。これは要望とさせていただきます。

次に、介護従事者の処遇改善について。

市長答弁にもありましたが、問題は、事業者から介護従事者へ適切な賃金が支払われているかどうかということでありました。今後も、法に照らして適正に介護従事者の処遇改善が行われるよう事業者に要請してまいりますということでございます。第4期のこういった介護保険事業計画でも、介護サービスの質を確保するためにはその従事者の資質向上が不可欠なことから、介護保険サービス事業者に対して人材の確保と育成を求めていきますとあります。人材確保のための処遇についても、注視する必要があると思えます。

また、そういった中で、ケアマネジャー、ホームヘルパーのスキルアップを図る実務研修等を実施して支援していくとありますけれども、そういった計画書の中に書かれていることで、実際どのように実務研修を計画されているか、お伺いしたいと思います。

**○福祉部長（星野恭一郎君）** ケアマネジャー、ホームヘルパー、スキルアップのための実務研修ということでございます。

もちろんケアマネジャーやホームヘルパーに対しましては、福生市だけではなく、東京都においても、当然のこととして、東京都ではやはりここで、第4期の介護保険事業支援計画を策定いたしております。その中でも、当然、都内の介護保険事業者のケアマネあるいはヘルパーに対するスキルアップの研修メニューも多々含まれております。

福生市といたしましては、今回の第4期の実務研修ということでは、これは従来からも継続をいたしておりますけれども、ここでやはり地域包括支援センターが平成18年度よりできまして、それで主任ケアマネジャーが設置されました。主任ケアマネジャーは、地域の事業者のケアマネジャーをサポートといいますか、助言指導する立場にも十分あるわけございまして、そうした主任ケアマネジャーによる事業者連絡会でのケアマネジャー部会、そうしたところでの実務研修等を一応計画させていただきたい、そんなふうに思っております。

それから、ヘルパー等への実務研修につきましては、これも従前から継続して行っておりますけれども、栄養士等による調理実習等々、そうしたものを定期的に行ってまいりたいと、そのように考えております。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。

それでは、今回の介護従事者等の人材確保のための処遇改善という問題でありますけれども、これは本当に難しい問題であると思います。実際に、内容が概要という形で出ましたけれども、それを見ますと、東京都と事業者と国保連でやりとりやるような仕組みになっていて、市においてはタッチしないような感じになっております。

介護報酬というのは、サービスの対価として事業者を支払われ、どう使うかは事業者に任されている。そういった経営状況等によって変わってくるという状況がありますが、市内の事業者でヘルパーが確保できなかったり、経営で困るようなことになってしまうと、今度介護サービスを受けるのは市民になってまいりますので、そういった処遇改善の取り組みの情報公開とか、介護の処遇がどのような状況であるか、また、先ほど要請してまいりますというのもありましたけれども、いろいろな検証もお願いしたいと要望させていただきたいと思います。

次に、要介護認定等の方法の見直しについてですが、更新申請者のうち115人中10人が下がったということで、了解しました。

また、要介護認定等の方法見直しに伴う経過措置については、4月1日以降更新申請された対象者全員に行っていますということで、本当に迅速に対応していただいていると思った次第です。

さて、御答弁の中で、10人介護度が下がったということですが、一番心配しているのは、認知症に対して下がったのではないかとということが考えられるのですけれども、この10人の中で認知症の方はいらっしゃいますかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

また、認知症の場合は、昼夜逆転とか徘徊とかで御家族の方が結構大変になるということで、進行してきた場合には24時間家族で介護が必要となってまいります。今回の認定審査、新しい制度になりまして、本人が生活上どれほど介護の手間がかかるかを判定するもので、必要とされる介護の量で決まるということで、認知症などは介護の手間がかからないという傾向にあり、ところが徘徊してしまったりするために家族の見守りが必要かな、そういったところに来ると思います。

こういった7群の問題行動、こういった項目がなくなった影響について、この認知

症判定をどのようにしていくかということで、認定審査会で一見して介護の手間を判断する材料がなくなってしまった。そういった場合に、実際、問題行動、認知症の方が何に困っているか、どのような介護の手間がかかっているかということが、調査員によって聞き取る能力、これが調査員によって差が出てくるのではないかと。同一人物に対して複数の調査員が調査した場合、認知症のイメージに差が出てくるのではないかと思います。

調査員は、認知症状について審査員がイメージしやすいように特記事項に詳しく記載すること、そういった必要がありますが、そういった記載したことが要介護判定に大きく影響するということで、記載量がふえるのではないかと、調査員の負担がふえるのではないかと。そういった具体的な記載などでカバーできるのではないかと。そういったことでもあります。そういった具体的な記載などでカバーできるのではないかと。そういったことでもあります。そういった具体的な記載などでカバーできるのではないかと。そういったことでもあります。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、まず要介護認定、介護度が下がった方が10名という答弁を市長の方からさせていただきましたが、このうち認知症というふうに極めて限定的に言えるかどうか、これ非常に難しいところであるのですが、主治医の意見書等から判断をいたしまして、10人中2人が認知症ということが言えるのではないかと、そのように考えております。

続きまして、認知症といいますか、認知症にかかわる調査項目の減によって、調査員等の研修ということでございます。もちろん今回の認定報告の変更によりましては、東京都の主催いたします介護認定調査項目についての研修会等々には当然のこととして参加をさせていただいております。また、その際には、当然のこととして担当職員も行っておりますので、その後いろいろ疑義が生じるというようなことがありましたら、毎月第2火曜日、調査員と担当職員とによっていろいろ打ち合わせ会等を行う中で、そうした疑義を取り除くといいますか、そうした対応を行わせていただいております。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。

今回の要介護認定の事務において調査項目が削減されて、本来だったら認定調査の負担軽減ということだったのですけれども、逆に記載事項等がふえて負担がふえたのかなと思われました。

毎月火曜日に、そういったいろいろな疑義に関しての研修も行われているということで、そういったことをずっと進めていけば、個人的な調査員によっての差というのはなくなってくるのかなと思います。何分、人がやっていますので、差が出ないように、どんどん研修というか、スキルアップを今後もしていただきたいと思います。

○議長（大野聰君） 午後4時20分まで休憩いたします。

午後4時8分 休憩

~~~~~

午後4時20分 開議

○議長（大野聰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（原田剛君） 次に、介護と医療行為について。

介護者とヘルパーが向き合う医療行為は難しいものがあると思います。なかなか表にはあらわれない問題ではないかなということで、法的にいくと、やっちゃいけないとなっていると思いますので、その辺では難しい問題ではないかなと。ただ、実際、褥瘡などの方を入浴させた場合とか、こういった場合には患部の消毒、ガーゼ交換等が必要になるような、そういった状況があるのではないかと思います。

介護保険サービス事業者から、医療行為について困っていることとか、匿名でアンケート調査を行うのも一つの手段ではないかなということで、今後、介護事業者の連絡協議会などで聞き取り調査などを行っていただきたいと思いますので、この辺は要望したいと思います。

次に、2項目目の女性の健康支援について、女性特有のがん対策について。

先ほど、現在市で行われている乳がん検診、子宮頸がん検診の状況等々お話しされてきて、隔年でやっておりますけれども、受診率等を見ていきますと、若干ながらふえてきているという状況だなと思います。そういった中で、乳がん検診において、現在、たしか自己負担1600円でやっていると思いますが、2方向ですけれども。今後、補正予算における乳がん検診がスタートすれば、40歳から60歳までの5歳刻みで行う、ただ、片一方、市の検診は有料で、国でやっている方の検診は無料という、そういったことでは市民の方が混乱するのではないかなと、この辺のお考え方がかたがたということ、また、この乳がん検診の1600円という自己負担ですけれども、この辺の根拠はかたがたかたがた、という点についてお聞きしたいと思います。

それで、他市において状況等を見ていきますと、青梅市は2000円、羽村市は1600円、昭島市においては900人を定員として無料で行っているということでもあります。

市の受診状況から見ますと、平成19年で604人ということですから、約600人と考えて、自己負担1600円とすると、単純計算で96万円になりますね。ということで、国の方の制度と市の方の乳がん検診ということで、自己負担が発生したりしなかったりということで、そういった意味では、市の乳がん検診も、96万円という負担がかかりますが、無料にしていかがかたがたかたがた、という点でお伺いしたいと思います。

○福祉部長（星野恭一郎君） それでは、女性特有のがん対策につきまして再質問に何点かお答えさせていただきます。

答弁が前後いたすかもしれませんが、現在実施をいたしております乳がん検診の自己負担額1600円でございます。この根拠ということでございます。これにつきましては、基本的には診療報酬によって検診の委託単価を医療機関と契約をする中でこ

の単価を決定しているところでございます。この単価が、現在、消費税込みで、8242円という単価になってございます。

ちなみに、子宮がん検診の場合は4305円でございます。

この単価ですが、診療報酬によりますと、マンモグラフィーを使用いたしますので、極めて高い単価に設定をされるという状況がございまして。ただ、これを無料にするかしないかということでいろいろ検討いたしたところでございますが、この全額から、視触診、視触診群が2866円ほどございます。それを差し引きますと5376円ほどになるのですが、これを一応対象として、いわゆる保険負担分の3割ということで、計算いたしますと1612円ということになりまして、1600円という自己負担を設定させていただいております。

御案内かと思いますが、現在、この乳がん検診の市内の医療機関は、福生病院を含めまして3カ所でございます。福生病院につきましては、羽村市、瑞穂町と2市1町で組織して運営しておりますので、羽村市、瑞穂町においても福生病院において乳がん検診、町民、市民の方がおいでをいただいております。したがって、羽村市と瑞穂町も1600円というところで自己負担の設定をいたしております。

自己負担については以上でございますが、戻りまして、今回の国の補正予算による一定年齢、これは5歳単位ということになっているようでありますけれども、これはとりあえず無料ということになる。そうすると、それ以外は、現行上でいくと有料であると。基本的にまだ国の詳細資料が私も確認ができませんが、実は昨日、東京都から国の資料を若干情報提供がございまして、それを見る限りでは、今回の一定年齢について無料で行うということは、これまで各市町村が、26市でも基本的には何らかの形で乳がん検診あるいは子宮がん検診を実施している経過がございまして、これは基本といたしまして、ここで制定されました健康増進法による一環事業であると認識をいたしております。今回の補正予算措置はこの健康保健事業と趣旨的には同じであると、国はそのような考え方を示しているようであります。

では、なぜ5歳単位なのかという疑問が残りますが、基本的にこれが、先ほども受診率が低いという実態があると。したがって、今回の措置は、女性特有のがんの受診率の促進、それからがんに対する正しい健康意識といいますか、そうしたものの普及啓発、それが主な目的であると。したがって、21年度限りの措置であると、そのように認識をいたしております。22年度以降は、正直言って、あるかどうかまだわかりませんということでありまして。だとすると、22年度以降、やはり検診料を無料にするというようなところはちょっと想定はしづらいと、そのように思っております。

今回の措置で、無料と有料ができて混乱をするのではないかと。確かに多少混乱をすと思いますし、むしろ大いに混乱するかもしれませんが、いかに市民の方に対して、こういう趣旨で今回は5歳単位で無料でありますよということをお知らせしていくことによって、混乱を避けていくことができるのではないかと、そのように考えております。

○7番（原田剛君） 御答弁ありがとうございました。

1600円の根拠ともよくわかりました。また、ことし限りではないかということです。無料にするのはなかなか難しいかな、なんて思いながら、何とかならないかなという気分もしております。

先ほどPRという言葉が出てきたのですけれども、やはりそれが一番重要かなと思います。子宮頸がんなどについても、20代に関しては子宮頸がんに対する認識が少ないというデータも出ていますし、そういったところから検診率も低い、20代は低いというデータも出ておりますので、そういった意味ではPRが必要かなと。

富山県の方で、お世話やきおばさんとかいう情報がありまして、そういった方がいろいろ検診に関してボランティアでPRやっていると、そういった情報もありましたし、いろいろな形で子宮頸がん、乳がん検診に関しては情報を提供していくことが重要じゃないかなと思いますので、今後ともその辺での広報等もお願いしたいと思います。

また、女性のがん検診は重要で、今回の対策の目標としても安心と活力ということで、女性が安心して社会で活動していただく、これは社会の活力にもつながるということでの対策でございますし、また若い女性やお母さんが元気なことは、これは少子対策にもつながるものだと思っております。また、ある意味では家庭の中でお母さんは太陽でありますので、何かあった場合には家庭の中が暗くなってしまうということで、がんの早期発見の重要性、また今後いろいろな具体策が出てくると思いますので、市の方としても、検診率アップ、これは本当に対応をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3項目目の子育て支援についてお伺いしたいと思います。再質問させていただきます。

学童クラブについてお話しされまして、了解いたしました。そういった中で、学童クラブ、社会福祉協議会で調査をされたという中では、定期利用の希望者が約4%で、希望の多いクラブでも月4人になっているということで、なかなか私たちのところに要望が来るのとは、実際実態調査すると、やはり違うかなというふうには受けております。

そういった中で、学童クラブで時間延長を行った場合に、実際実施したと想定した場合に、1クラブでどれぐらいの実経費がかかるかなということでお伺いしたいと思います。そしてまた、学童クラブの時間延長について、他市の状況等がわかれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、学童クラブの関係でお答えさせていただきます。

1点目、時間延長した場合の経費の関係でございますけれども、1つのクラブで午後7時まで1時間延長するという形をとりますと、指導員が2人必要になります。これは、どうしても安全管理上の面で指導員が2人という形になりますので、年間で約73万2000円の経費が見込まれるところでございます。これは指導員1人当たりの1時間の報酬単価1000円に25%を加算した額、といいますのは、これは基本

的に超過勤務でやった場合という形で御理解いただきたいと思います。年間開所日を293日、これの2人分ということでございます。

また、この経費に見合う定期利用者数というふうになりますと、年間で延べ366人、月当たりには直しますと延べ30人程度の利用がないと赤字になってしまうと、そういう形になります。

それから、2点目の他市の時間延長の実施状況ということでございますけれども、平成20年度での26市の状況で申し上げますと、福生市以外では、八王子市が公設民営の学童保育所で1時間の延長を実施しております。その他の24市については未実施ということで、午後6時までの保育時間となっている状況でございます。

○7番（原田剛君） ありがとうございます。

26市の中で、延長を行っているのが福生市と八王子市だけということでございましたが、それから言えば先進的なすばらしい事業を行っているということになって、そういった中で市民の方から見れば、あそこの地域はやっている、こちらの地域はやっていないということで、うちの地域でもやってほしいという、そういった要望が寄せられますので、先ほど希望が4%ということで意外だったなという感じがしますが、今後、市民サービスの均一化ということで、やはり需要によりそういった対応をしていただきたいと思います。

また、児童館の方においては、年間で366人でないと経費に見合う定期利用数にならないということで、366人ということではと言われておりましたけれども、児童館の方では、そういった中でも、自主努力というか、やっていただいている状況があります。お聞きしたところによりますと、児童館の方は、職員と学童クラブの方をうまくローテーションさせて行っているとも伺っています。そういった意味からいくと、ほかの児童館以外の学童クラブでは、決められた職員の中で自主努力ではなかなか難しいのかなという感じはしますが、そういった中で、先ほども話に上がっておりましたが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これは少子化・高齢化社会への対応ということで、将来に向けた細やかな事業を積極的に実施できるようにとあります。そういった目的でも使えるようになっておりますので、そういった中で学童クラブの職員の増員、そういったことが、雇用の増加とかそういった方にもつながっていくのではないかとということで、そういった延長体制を組めないか、また検討していただきたいと要望いたします。

ということで、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（大野聡君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大野聡君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月4日午前10時から開きます。

本日はこれをもって延会いたします。

午後4時39分 延会

